

要望	回答	分類	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答					
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)
地方0017001	B17002	1	大阪商工会議所	路線バス事業の範囲拡大	地方公共団体が運営する路線バス事業の民間委託については、道路運送法に基づく自動車交通局長の通達により、路線距離又は使用車両数の2分の1までとされている。ついては、路線バス事業の民間委託範囲に関する規制を撤廃し、全事業を民間事業者に開放されたい。	路線バス事業にかかる人件費単価は、民間事業者よりも地方公共団体の方が高額であるため、民間委託の範囲を拡大することで、運営コストの一層の削減が可能となる。		道路運送法第35条・平成12年11月1日付け自旅第125号、自整第171号、自環第254号通達	管理の受委託には国土交通大臣の許可が必要であり、受委託の範囲は、路線の距離又は使用車両数の1/2以内となっている。	J	—	路線バス事業(一般乗合旅客自動車運送事業)は、公営・民営を問わず道路運送法上の許可を受けた者であれば誰でも経営することが可能である。ご提案の内容については、事業の譲渡により実現することが可能であると考えられるが、事業の譲渡は、現行制度において、公営・民営を問わず事業者の判断により国土交通大臣の認可を受けることで可能となっているところであり、経営効率化のための公営企業から民間企業への事業の譲渡は、既に少なくない地域で行われており、現行制度は民間開放を阻んでいるものではない。なお、道路運送法では、輸送の安全及び利用者の利便の確保を図る観点から、旅客自動車運送事業を許可制としており、自己の名義を他人に旅客自動車運送事業のため利用させるいわゆる「名義貸し」行為については、事業を許可制としている趣旨を損なうこととなるため、これを禁止しているところである。こうした名義貸しを防ぐ観点から、一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託の範囲については、公営・民営を問わず路線距離又は使用車両数の2分の1以内という基準を設定しているものであり、これを拡大することは困難である。	国土交通省
地方0017002	B17003	1	大阪商工会議所	地下鉄事業	鉄道事業法に基づき運営されている地下鉄事業を民間委託する場合は、地方公共団体は第一種鉄道事業許可を廃止し、第三種鉄道事業許可を取得する一方、委託先事業者は第二種鉄道事業許可を取得して列車運行を行うことになる。しかし、この方法では委託先事業者が車両等を譲り受ける必要があり、事業リスクが高くなる懸念がある。ついては、事業用資産を地方公共団体が保有したままでの運行委託が可能となるよう規制緩和を図られたい。さらに、軌道法に基づき地下鉄事業を行っている場合は、第一種から第三種という鉄道事業形態が認められておらず、事業委託についても明確な定めがない等、規制内容が鉄道事業法とは異なる。鉄道事業法と規制内容を統一させることにより、軌道法に基づき地下鉄事業を行う地方公共団体の民間開放を促進されたい。	地方公共団体が運営する地下鉄事業にかかる人件費単価は、民間事業者よりも高額であるため、民間委託により運営コストの削減が可能となる。		鉄道事業法第2条、第3条、第5条、第25条、軌道法第3条、第16条	鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に基づき地方公共団体が運営している地下鉄事業について、民間事業者に運行を行わせようとする場合には、鉄道事業法上の許可を受けて当該民間事業者に業務の管理の委託を行う(鉄道事業法25条)。当該民間事業者を第二種鉄道事業者とし、地方公共団体を第三種鉄道事業者として事業許可を取り直す、の2つの方法が可能である。また、軌道法(大正10年法律第76号)に基づき地方公共団体が運営している軌道事業について、民間事業者に運行を行わせようとする場合には、許可を受けて当該民間事業者に事業又は運転の管理の委託を行うことが可能である。	J	—	鉄道事業法に基づき地方公共団体が運営している地下鉄事業について、鉄道事業法上の許可を受けて当該民間事業者に業務の管理の委託を行う場合にも、当該民間事業者を第二種鉄道事業者とし、地方公共団体を第三種鉄道事業者として事業許可を取り直す場合にも、車両等を民間事業者に譲渡することは鉄道事業法上求められておらず、御提案の「事業用資産を地方公共団体が保有したままでの運行委託」の内容が必ずしも明らかではないものの、内容によっては既に現行法令上対応可能である。また、軌道法における軌道事業は、原則として道路に敷設された軌道を使用して運輸を行い道路交通を補充するものであるという軌道事業の性格から、例えば事業への参入について原則自由な許可制ではなく特許制を採用するなど鉄道事業法とは異なる規制を行っているところであり、鉄道事業法にあるような第一種から第三種という事業形態は軌道法の条文上明示されていないものの、地方公共団体が運営している軌道たる地下鉄について、民間事業者に運行を行わせようとする場合には、許可を受けて当該民間事業者に事業又は運転の管理の委託を行うことが可能である。以上により、国の法令・制度自体が地下鉄事業の民間開放を阻んでいるものではなく、いずれの提案についても、一事業者としての地方公共団体の経営判断に係る問題であると思われる。	国土交通省
地方0022005	B03003	1	市場化テスト推進協議会	放置自転車の撤去・処分などに関する官民競争入札等の実施	道路法44条の2、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律が私人による放置自転車の撤去・処分を認めていないのであればこれを認める特例を設けられたい。	放置自転車の撤去・処分について、公務員の指揮監督のもと補助業務を民間委託する例は多数あるものと考えられるが、公務員の指揮監督部分を除く一部委託にとどまるものと考えられ、効率化を図るためには包括委託が可能となること望ましい。仮に法令が民間による撤去・処分を禁じるものであるならばこれに関する法令の特例を講じられたい。		自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第6条	市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合には、同条に基づいて条例を定め、放置自転車等の撤去、保管、売却等を実施している。	I	—	放置自転車の撤去、保管、売却等は、所有者の意思に拘わらず、強制力をもって一方的に当該自転車を移動せしめ、管理下に置き、併せて、一定期間を経過したもののついてその所有権を移転させるものであり、私人の財産権に直接関わる行為であるので、政策上の目的から「公共の福祉」に基づくこのような私人の財産権の制約が許される場合があるとしても、公務員の指揮監督を全く排除して民間に包括的に委託することは困難である。	内閣府

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方 002200 5	B17007	1	市場化テスト推進協議会	放置自転車の撤去・処分などに関する官民競争入札等の実施	道路法44条の2,自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律が私人による放置自転車の撤去・処分を認めていないのであればこれを認める特例を設けられたい。	放置自転車の撤去・処分について、公務員の指揮監督のもと補助業務を民間委託する例は多数あるものと考えられるが、公務員の指揮監督部分を除く一部委託にとどまるものと考えられ、効率化を図るためには包括委託が可能となること望ましい。仮に法令が民間による撤去・処分を禁じるものであるならばこれに関する法令の特例を講じられたい。		道路法(昭和27年法律第180号)	道路管理者は、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物その他の道路に放置された物件(違法放置物件)が、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合であって、当該違法放置物件の所有者・占有者等の氏名及び住所を知ることのできないため、これらの者に対し、道路法第71条第1項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないときは、道路法第44条の2の規定に基づいて当該違法放置物件を除去、保管等所要の措置をとることができる。	K		道路法第44条の2では道路管理者による違法放置物件に対する措置について規定しているが、当該違法放置物件とは、鋼材、土砂、木材等を想定しており、廃棄されているとみとめられるものを除き、車両(自転車)は含まれないため、駅前広場等における放置自転車の撤去、処分について本条の適用はない。 なお、道路管理者が長時間放置された車両を移動することができるのは、道路法67条の2に基づいて道路の改築、修繕等の施行のため緊急やむを得ない場合のみであって、本条に基づき自転車等の駐車対策として、放置自転車の撤去・処分が行われるものではない。		国土交通省
地方 002200 6	B13001	1	市場化テスト推進協議会	公立幼稚園の管理・運営に関する官民競争入札等	学校教育法	公立幼稚園の管理まで含めた包括委託については現状では認められていないところ、公共サービス改革法に基づく法令の特例措置としてこれを認めるべきである。		学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	I		ご要望のような公立幼稚園のケースを含め、公立学校の管理・運営の民間委託に関しては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)において、「公立学校の民間委託の包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、…必要な措置を講ずる」こととされたことを受け、その具体的な制度の在り方について、構造改革特区における提案の趣旨を最大限実現する、公立学校の性格に照らし、法制上の課題を踏まえる観点から検討を進めた結果、構造改革特別区域法の改正により「公私協力学校制度」が創設されたところです。 この制度は、地方公共団体と民間とが連携・協力して民間のノウハウを生かしつつ、公私協力学校を設けて、地域のニーズを反映した特色ある教育を実施しようとするもので、既に昨年10月から施行されております。ご要望いただいた件につきましても、この新たな制度の活用をご検討いただければと考えます。		文部科学省
地方 002600 1	B17008	1	さいたま市	特定事業場等の放流水の立入検査	下水道法第13条第1項、第2項 現在、公共下水道管理者の職員にのみ認められている立入検査について、公共サービス改革法の特定公共サービスに位置づけることにより、民間委託を可能とする。	現在市が実施している特定事業場等の立入検査を民間委託することにより職員の事務量の削減が期待できる。		下水道法第13条第1項、第2項	公共下水道管理者は、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。	I		下水道法第13条第1項、第2項による立入検査は、同法第12条、第12条の2又は第12条の11の規定の実効を担保するために設けられたものである。法第13条の立入検査は、事業場の同意を得られない場合においても、強制的に執行ができる公権力の行使にあたる行為であるため、民間への委託はできないものである。しかし、職員の補助者として民間の人員を活用することは、現行制度上においても可能であると考えます。		国土交通省

要望	回答	分類	要 望 主 体 名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 003000 1	B13002	1	秋 田 県	公立幼稚園の設置者管理主義の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	<p>これまで、一部の市町村において、教育の機会均等の確保や保護者の多様な保育ニーズに応えるため、保育所と幼稚園の一体的な運営を目指す施設が増えてきている。</p> <p>本年10月から、保育所機能と幼稚園機能を併せもつ「認定こども園」制度がスタートするが、公立保育所の指定管理者制度は認められているのに対し、公立幼稚園については、学校教育法第5条の設置者管理主義の下、教育活動を含めた包括的な外部委託は認められていない。</p> <p>この委託が認められると、「認定こども園」への移行等に当たり、幼保施設の一体的な管理運営として、より効率的で充実したあり方を検討できる。</p>	<p>・中央教育審議会答申書「今後の学校の管理運営の在り方について」(平成16年3月4日)</p> <p>・幼保施設の共用化の状況調べ</p>	学校教育法第5条	学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。	1	<p>ご要望のような公立幼稚園のケースを含め、公立学校の管理・運営の民間委託に関しては、「構造改革特区の第3次提案に対する政府の対応方針」(平成15年9月12日構造改革特別区域推進本部決定)において、「公立学校の民間委託の包括的な管理・運営委託については、高等学校及び幼稚園を対象として検討し、…必要な措置を講ずる」こととされたことを受け、その具体的な制度の在り方について、構造改革特区における提案の趣旨を最大限実現する、公立学校の性格に照らし、法制上の課題を踏まえる観点から検討を進めた結果、構造改革特別区域法の改正により「公私協力学校制度」が創設されたところです。</p> <p>この制度は、地方公共団体と民間とが連携・協力して民間のノウハウを生かしつつ、公私協力学校を設けて、地域のニーズを反映した特色ある教育を実施しようとするもので、既に昨年10月から施行されております。ご要望いただいた件につきましても、この新たな制度の活用をご検討いただければと考えます。</p>		文 部 科 学 省	
地方 005100 3	B14007	1	個 人	水道業務の官民競争入札	自治体の水道管理事業を民間開放する	<p>現在、水道事業は水道法6条により、原則市区町村が請け負うことになっている。しかし、当該業務は設備の管理やその使用料の徴収など民間において類似業務が存在する。</p>		水道法第6条第2項	<p>水道事業は公益事業であり、また、継続的、安定的な経営が求められるものであることから、各々の水道事業をどのような経営形態で行うかについては、水道の需要者から最も近く、また、地域の実情に通じている市町村が判断し選択すべきものですが、水道法第6条第2項において、市町村以外の者は、給水区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合、水道事業を営むことができるものとしている。</p> <p>一方、水道施設の管理については、水道法第24条の3において、水道の管理に関する技術上の業務を水道法上の責任とともに第三者に委託することを可能としている。</p>	J	<p>水道事業については、水道法第6条第2項の同意を得た場合には、既に料金設定も含め全ての業務を民間が行うことが可能である。また、管理についても水道法第24条の3において、水道の管理に関する技術上の業務を水道法上の責任とともに第三者に委託することを可能としている。</p> <p>さらに、検針や料金徴収等の業務についても民間に委託して実施することが可能であり、現に多くの水道事業者において民間委託が行われているところである。このため、要望事項に対応する措置は不要である。</p>		厚 生 労 働 省	
地方 005100 4	B17010	1	個 人	下水業務の官民競争入札	自治体の下水業務を民間開放する	<p>現在、下水事業は下水道法3条により、市区町村もしくは都道府県が請け負うことになっている。しかし、当該業務は設備の管理など民間において類似業務が存在する。</p>		下水道法第3条、第25条の2	<p>公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村が行っている。</p> <p>流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は都道府県が行っている。</p>	J	<p>下水道の維持管理は、下水処理場の保守・点検等、すでにその多くが民間に委託されている。さらに平成16年3月には、包括的民間委託や指定管理者制度の活用について地方公共団体に周知し、民間活力の活用を促している。</p>	<p>下水道の維持管理業務については、下水処理場等の運転、保守点検、補修、清掃等の業務が民間に委託されている。また包括的民間委託等の実施団体も徐々に増加している。</p>	国 土 交 通 省	

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 005200 9	B13003	1	地方 公共 団体	公立の小中学校 の民間事業者に よる運営委託	【目的】民間の有する教育資源やノウハウ を活用することにより、幅広い経験のある 優れた知識や技術を有する人材の参加な ど、学校教育の多様化・活性化を図った サービスの提供を行うこと。 【規制改革要望の概要】学校教育法第5条 では「学校の設置者は、その設置する学 校を管理し、法令に特別の定めのある場合 を除いては、その学校の経費を負担す る。」と規程されており、公立学校につい ては、設置者である各地方公共団体の教育 委員会が、教育活動の事業主体として学 校教育の目的を十分果たすことが出来る よう、設置する学校を適切に管理し、その 運営に責任を負うという「設置者管理主 義」をとっているが、教育活動そのものを 含めた管理運営を、包括的に民間に委託 することを各自治体の判断において可能 とする措置を設けてほしい。	学校教育法では「設置者管理主義」をとっている が、教育活動そのものを含めた管理運営を、包 括的に民間に委託することで、地域の特性を活 かした教育の実施が期待できる。		学校教育法 第2条、第5 条	学校は、国、地方公共 団体及び学校法人のみ が設置でき、設置者が、 学校の管理とその経費 負担を負うべきことが定 められている。	1		公立学校教育が、設置者である地方公 共団体の「公の意思」に基づき実施され、 入退学の許可や卒業の認定等の公権 力の行使と日常の指導等が一体として実 施されるものであって、例えば清掃など のような事実上の行為とは本質的に異なる ものであること等を踏まえれば、公立学校 の管理運営業務を、包括的に委託するこ とは困難です。		文部 科学 省
地方 005300 1	B13004	1	龜山 市	幼稚園の民営化	学校教育法	保育園の民営化と同時に幼稚園の民営化を今後 検討していく中で、幼稚園については、学校教育 法により施設設置者が管理することになってお り、経営を移譲し民営化を進めるとなるとこの法 が阻害要因となります。民営化について、様々な 手法の中から検討しようとするところといった阻害 要因があることで、民営化の手法が限定されてき ます。民営化に向けて様々な手法での検討がで きるよう規制改革措置を要望します。 【学校教育法】 第五条 学校の設置者は、その設置する学校を 管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、 その学校の経費を負担する。		学校教育法 第5条	学校の設置者は、その 設置する学校を管理し、 法令に特別の定めのある 場合を除いては、その 学校の経費を負担す る。	1	ご要望のような公立幼稚園のケースを含 め、公立学校の管理・運営の民間委託に関し ては、「構造改革特区の第3次提案に対する 政府の対応方針」(平成15年9月12日構造 改革特別区域推進本部決定)において、「公 立学校の民間委託の包括的な管理・運営委 託については、高等学校及び幼稚園を対象と して検討し、…必要な措置を講ずる」こととさ れたことを受け、その具体的な制度の在り方 について、構造改革特区における提案の 趣旨を最大限実現する、公立学校の性格 に照らし、法制上の課題を踏まえる観点から 検討を進めた結果、構造改革特別区域法の 改正により「公私協力学校制度」が創設され たところです。 この制度は、地方公共団体と民間とが連 携・協力して民間のノウハウを生かしつつ、公 私協力学校を設けて、地域のニーズを反映し た特色ある教育を実施しようとするもので、既 に昨年10月から施行されております。ご要望 いただいた件につきましても、この新たな制度 の活用をご検討いただければと考えます。		文部 科学 省	
地方 000900 1	B14008	1 17	東京 都	公共職業訓練に 係る制度の見直 し		・競争の導入による公共サービスの改革に関す る法律および地方自治法の改正による指定管理 者制度の導入などにより、地方公共団体の担う サービスやその主体は大きく変わりつつある。こ のような中で、職業能力開発校の管理運営のあり 方についても再考すべき時期にあると考えてお り、また、地域の実情とニーズの変化も考慮し て、柔軟な対応が可能となるようにしていただ きたい。 ・なお、以前の要望時には、国より、「職業能力開 発校は、法第16条第1項及び第4項に基づき、 訓練科名、訓練定員、訓練校の組織、その他公 共職業能力開発施設の運営に関する事項は都 道府県の条例で定めるよう規定されていること から、施設の設置者である都道府県が当然その 管理運営を行う必要があるものと解され、職業能力 開発校の管理運営を、都道府県以外の第三者が 行うことを可能とする法解釈を行うことは困難で ある。」との回答をいただいたが、指定管理者な どによる運営について都道府県の条例に定める ことにより、実施が可能であると考えます。		職業能力開 発促進法第 4条、第15 条の6、第1 6条	都道府県が職業能力開 発校を設置する場合、 職業能力開発促進法第 16条第4項に基づき、 訓練科名、訓練定員、 訓練校の組織、その他 公共職業能力開発施設 の運営に関する事項に ついて、都道府県が条 例で定める等、施設の 設置者である都道府県 がその管理運営を行っ ている。	H		都道府県職業能力開発校の運営に関し て、公共職業訓練が雇用対策における セーフティネットとして重要な役割を果た していることを踏まえ、時代のニーズ、地域 の産業構造の変化等に的確に対応した 技能の習得を図ることができ、効果的・効 率的な職業能力開発を推進することが可 能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外 部人材の活用などの方策について、管理 運営の外部委託を含め、その適正な運営 を確保することが可能かどうかにつき、地 方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を 行う。(平成19年度のできるだけ早期に結 論)		厚生 労働 省

要望	回答	分類		要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答					
		省庁横断	個別施策						該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)
地方004500 1	B14005	1	17	地方公共団体	職業能力開発校の運営管理委託	職業能力開発促進法第16条により、都道府県に設置が義務づけられている職業能力開発校について、民間へ運営管理を外部委託することが可能となるよう法の改正を要望する。	職業能力開発については、民間の専修学校各種学校等で実施されている教育訓練と競合する部分が多く、運営委託を可能とすることで民間のノウハウを活かした効率的運営が期待できることから外部委託も選択肢の一つとしてほしい。	厚生労働省は、「職業能力開発促進法の中に職業能力開発校の管理運営委託に関する規定がないことから、施設内で実施する普通職業訓練の長期間及び短期間の訓練課程については、民間教育訓練機関等に委託することができない。」としているが、これは厚生労働省が述べているとおり、法解釈の問題であり、この考えを見直すことにより委託方式の導入は可能と思われる。	職業能力開発促進法第4条、第15条の6、第16条	都道府県が職業能力開発校を設置する場合、職業能力開発促進法第16条第4項に基づき、訓練科名、訓練定員、訓練校の組織、その他公共職業能力開発施設の運営に関する事項について、都道府県が条例で定める等、施設を設置者である都道府県がその管理運営を行っている。	H	-	都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。(平成19年度のできるだけ早期に結論)	厚生労働省
地方004700 1	B14006	1	17	埼玉県	職業能力開発校が行っている訓練の一部について都道府県以外の第三者が行うこと	職業能力開発促進法第16条第1項及び第4項に係る職業能力開発校の管理運営について都道府県以外の第三者が行うことを可能とする法改正を行うこと又は法解釈の拡大を行うこと。	現在、県が実施している職業能力開発事業については、官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意と工夫で、経費の削減及びサービスの質の向上の効果が期待できる。	措置の具体的な内容 雇用保険受給者が公共職業訓練施設で訓練を受ける場合は、雇用保険の受給期間が延長されるが、民間事業者へ委託してもこの措置が執られること。 公共の職業能力開発施設の設定、運営は労働保険特別会計の資金を財源として措置されており、民間事業者へ委託しても同様の措置が執られること。	職業能力開発促進法第4条、第15条の6、第16条	都道府県が職業能力開発校を設置する場合、職業能力開発促進法第16条第4項に基づき、訓練科名、訓練定員、訓練校の組織、その他公共職業能力開発施設の運営に関する事項について、都道府県が条例で定める等、施設を設置者である都道府県がその管理運営を行っている。	H	-	都道府県職業能力開発校の運営に関して、公共職業訓練が雇用対策におけるセーフティネットとして重要な役割を果たしていることを踏まえ、時代のニーズ、地域の産業構造の変化等に的確に対応した技能の習得を図ることができ、効果的・効率的な職業能力開発を推進することが可能となるよう、柔軟な科目改編、多様な外部人材の活用などの方策について、管理運営の外部委託を含め、その適正な運営を確保することが可能かどうかにつき、地方公共団体の意見を踏まえつつ、検討を行う。(平成19年度のできるだけ早期に結論)	厚生労働省
地方001100 3	B13005	1	22	大成建設株式会社	公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施	一定のエリアにある公園(学校)を対象に、施設の維持管理業務を民間事業者へ委託する。又、当該施設を利用した収益事業の実施も可能とする。	複数施設を1事業者が維持管理することにより、効率性が高まり、収益事業を認めることによる施設の稼働率が上がりことが期待できる。	(学校の維持管理業務の民間委託) 学校教育法第5条(収益事業の実施) 地方自治法第238条の4第4項 学校教育法第85条	(学校の維持管理業務の民間委託) 現行制度で対応可能(収益事業の実施) その用途又は目的を妨げない限り、行政財産の使用を許可することができる。	(学校の維持管理業務の民間委託) J (収益事業の実施) J	(学校の維持管理業務の民間委託) 学校施設の維持管理業務を民間事業者へ委託については、現行制度においても、地方自治体より委託を受ければ、学校施設について民間事業者が維持管理業務を行うことは可能です。 (収益事業の実施) 収益事業の具体的な内容が不明ですが、学校教育活動に支障のないものであれば、学校施設の管理者又は学校の長の同意を得れば目的外の使用が可能です。行政財産である学校施設に、例えば私人の経営する食堂や売店などを設けて収益事業を行わせることについても、管理者又は学校の長の判断と責任の下、現行制度においても可能です。	文部科学省		

要望	回答	分類		要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答							
		省庁横断	個別施策						該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁	
地方0011003	B17015	1	22	大成建設株式会社	公園・学校の維持管理業務について民間競争入札を実施	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	一定のエリアにある公園(学校)を対象に、施設の維持管理業務を民間事業者へ委託する。又、当該施設を利用した収益事業の実施も可能とする。	複数施設を1事業者が維持管理することにより、効率性が高まり、収益事業を認めることによる施設の稼働率が上がりことが期待できる。		地方税法第66条他	現行、公園管理者以外の者(以下「民間事業者等」という。)による公園施設の設置・管理については、公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であるとも認められるもの。公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該公園の機能の増進に資すると認められるもののいずれかの条件を満たすものであれば、公園管理者の許可を受ければ可能である。(都市公園法第5条)また、収益事業についても、上記の要件を満たす民間事業者等について、公園管理者の許可する範囲において可能である。	J		従来「公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であるもの」に限って公園管理者以外の者(以下民間事業者等という。)に公園施設の設置・管理を許可してきたが、都市公園の一層の機能増進を目的として、平成16年に都市公園法第5条を改正し、「民間事業者等が公園施設の設置・管理することが都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」についても、設置・管理の許可をすることができるように要件を緩和したところ。なお、上記規定を適用する範囲については、公園管理者が判断する。また、収益事業についても上記要件を満たし、公園管理者の許可する範囲において可能である。	都市公園においては、レストラン、売店など「都市公園の機能の増進に資すると認められるもの」について既に民間等が設置及び管理を行っている。	国土交通省
地方0017005	B09046	2		大阪商工会議所	徴税関連業務	地方税の徴税業務については、強制徴収等公権力の行使に当たる業務は徴税職員でなければ実施できない(補助的な業務については、一部民間事業者への業務委託が可能)。	滞納税者を対象にした徴収業務については、弁護士法に特例措置を設けることでより広範な業務を民間開放するとともに、税目毎の壁を取り除いた一括受注や、徴税率に応じた成功報酬方式の導入等を図りたい。	少額滞納者を対象に納税期限の電話連絡業務を民間委託する地方公共団体も存在するが、その後の督促業務については、弁護士法上の問題があり実施できない状況にある。		地方税法第66条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進しているところである。	1・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税職員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0017005	B10019	2		大阪商工会議所	徴税関連業務	地方税の徴税業務については、強制徴収等公権力の行使に当たる業務は徴税職員でなければ実施できない(補助的な業務については、一部民間事業者への業務委託が可能)。	滞納税者を対象にした徴収業務については、弁護士法に特例措置を設けることでより広範な業務を民間開放するとともに、税目毎の壁を取り除いた一括受注や、徴税率に応じた成功報酬方式の導入等を図りたい。	少額滞納者を対象に納税期限の電話連絡業務を民間委託する地方公共団体も存在するが、その後の督促業務については、弁護士法上の問題があり実施できない状況にある。		弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	I		弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		法務省

要望	回答	分類	要項	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0005001	B09005	2	株朝日航洋	固定資産税の課税における土地、家屋、償却資産の調査、評価業務の民間解放	固定資産税の課税における業務については、現状では都道府県及び市町村職員により土地、家屋、償却資産の調査、調査結果に基づく各課税台帳への登録、および賦課業務を行なっている。これを民間競争入札にしたい。	固定資産税関係の業務については、既に一部の資料や各種地図の作成及び業務アプリケーション開発などは民間に委託されている。現在各地方自治体で実施している左記業務も民間に委託すれば、人件費を中心とする固定費が大幅に削減され、財政負担の軽減、税金の有効活用ができる。	【現行の規制の内容】 地方税法では、固定資産評価員及び固定資産評価補助員が実地調査によって評価をし評価調査を作成する。これに基づいて市町村長が価額を決定することになっているが、この固定資産評価員及び固定資産評価補助員は地方公務員の資格を有することになっている。 【根拠法令等】 地方税法第353条 固定資産税に係る徴税吏員等の質問検査権 地方税法第405条 固定資産評価補助員 地方税法第408条 固定資産の実地調査	地方税法第403条第2項、第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	1		固定資産の実地調査及びそれに基づく評価(地方税法408、409)は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体となす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については、罰則により担保された質問検査権(家屋内部への強制的な立ち入り調査など地方税法353、354)に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないと考えられる。		総務省
地方0008001	B09025	2	蕨市	民間活力の活用として、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の収納業務を委託する	1. 私人による公金取扱の制限を撤廃するために地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条を全部改正するか、又はそれに基づく下記の政令において特例措置を講ずる必要がある。 (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定を改正、又は(2)地方自治法施行令第158条の2の規定を改正、若しくは(3)地方自治法施行令第158条に新規で私人に収納事務委託ができる特例措置を制定 2. 債権管理回収会社に租税債権の収納業務委託をするために、次に掲げる法令を改正する必要がある。 (1)債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項 (2)債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成11年政令第14号)第1条から第3条 (3)債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	昨今の社会経済状況を見ると、1地域に留まることなく北海道から沖縄まで住民異動が行われています。滞納者も同様例外なく広域化の傾向が見られます。こうした広域化した滞納者に対する租税債権の徴収には苦慮しているところであり、そこで、民間活力を活用し、租税債権を確保するため、全国に100社程度ある債権管理回収業に関する特別措置法に基づく、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の回収(公権力を含まない収納)を委託するものであります。これにより、租税債権の公平性が図られ、併せて収納率の向上が期待されます。なお、「租税債権を民間に譲渡」することが考えられますが、市民の合意が得られるまでには、相当の期間を要すると思料します。したがって、今回は収納業務を委託することを提案いたします。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条、第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	1・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0008001	B10014	2	蕨市	民間活力の活用として、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の収納業務を委託する	1. 私人による公金取扱の制限を撤廃するために地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条を全部改正するか、又はそれに基づく下記の政令において特例措置を講ずる必要がある。 (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定を改正、又は(2)地方自治法施行令第158条の2の規定を改正、若しくは(3)地方自治法施行令第158条に新規で私人に収納事務委託ができる特例措置を制定 2. 債権管理回収会社に租税債権の収納業務委託をするために、次に掲げる法令を改正する必要がある。 (1)債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第1項 (2)債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成11年政令第14号)第1条から第3条 (3)債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	昨今の社会経済状況を見ると、1地域に留まることなく北海道から沖縄まで住民異動が行われています。滞納者も同様例外なく広域化の傾向が見られます。こうした広域化した滞納者に対する租税債権の徴収には苦慮しているところであり、そこで、民間活力を活用し、租税債権を確保するため、全国に100社程度ある債権管理回収業に関する特別措置法に基づく、債権管理回収会社(サービサー)に租税債権の回収(公権力を含まない収納)を委託するものであります。これにより、租税債権の公平性が図られ、併せて収納率の向上が期待されます。なお、「租税債権を民間に譲渡」することが考えられますが、市民の合意が得られるまでには、相当の期間を要すると思料します。したがって、今回は収納業務を委託することを提案いたします。		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	サービサーが取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービサー法の立法目的が、金融機関等の不良債権の実質的処理と債権の流動化の促進などであることから、租税債権はこれに含まれていない。	1		弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。租税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、租税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。同様の理由から、サービサーにこれを認めるのも適当でない。		法務省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 001700 3	B10003	2	大阪 商工 会議所	公営住宅の滞納 家賃等に関する 回収関連業務	公営住宅の滞納家賃等に関する回収業務について、弁護士法の特例措置を設けることにより、サービスをはじめとする民間事業者へ事業を開放されたい。	公営住宅の滞納家賃等は民法上の私債権であり、法律上の争いのある事項とみなされることから、督促・回収等を担えるのは、公務員と弁護士に限られている。民間開放することにより、滞納家賃等の回収率向上を図る。		弁護士法第 72条、第77 条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	I		弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場合が少なくない。家賃の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、賃貸借契約及びその履行等に関する種々の紛争を伴う場合も少なくなく、他方、居住者の利益にも配慮する必要があるなど、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。同様の理由からサービスへの取扱いを認めるのも適当でない。なお、紛争性のない案件において、法律事務に至らない収納の代行(請求行為を行わない)を民間業者に委託することは、弁護士法72条に違反しない。		法務省
地方 001700 3	B17004	2	大阪 商工 会議所	公営住宅の滞納 家賃等に関する 回収関連業務	公営住宅の滞納家賃等に関する回収業務について、弁護士法の特例措置を設けることにより、サービスをはじめとする民間事業者へ事業を開放されたい。	公営住宅の滞納家賃等は民法上の私債権であり、法律上の争いのある事項とみなされることから、督促・回収等を担えるのは、公務員と弁護士に限られている。民間開放することにより、滞納家賃等の回収率向上を図る。		公営住宅法	公営住宅の家賃の決定並びに家賃等の金銭の請求、徴収及び減免に関する権限については、地方公共団体が行う。 公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	K		弁護士法の特例措置については、法務省の回答を参照されたい。 なお、公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	国土交通省
地方 001700 4	B09003	2	大阪 商工 会議所	固定資産税の課 税における調査・ 評価業務	地方税法では、固定資産税の課税に関する実地調査・評価調書の作成を行う固定資産評価員・固定資産評価補助員は、市町村長が選任すると規定されている。包括的な事業委託が可能となるよう規制緩和を図られたい。	この分野は、建設コンサルタント等の民間事業者が専門的な知見・ノウハウを有しているものの、固定資産評価員・固定資産評価補助員のほとんどは市町村の職員が担っており、各種の資料や地図の作成など部分的な業務が民間開放されているにすぎない。		地方税法第 403条第2 項、第404 条、第405 条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	I		固定資産の実地調査及びそれに基づく評価(地方税法408、409)は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体となす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については、罰則により担保された質問検査権(家屋内部への強制的な立ち入り調査など地方税法353、354)に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないと考えられる。		総務省

要望	回答	分類	要項 要項 要項	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 001800 1	B10004	2	三洋信販債権回収株式会社	公営住宅滞納家賃徴収事業	公営住宅の賃料債権の徴収業務は弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	地方公共団体における公営住宅サービスの運営の内、滞納家賃の徴収については民間業者の回収ノウハウ活用により、家賃滞納額の減少と徴収コストの削減が期待できる。	既に複数の地方自治体より要請があります。	弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	I		弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少ない。家賃の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、賃貸借契約及びその履行等に関する種々の紛争を伴う場合も少なくなく、他方、居住者の利益にも配慮する必要があるなど、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられ、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。なお、紛争性のない案件において、法律事務に至らない収納の代行(請求行為を行わない)を民間業者に委託することは、弁護士法72条に違反しない。		法務省
地方 001800 1	B17005	2	三洋信販債権回収株式会社	公営住宅滞納家賃徴収事業	公営住宅の賃料債権の徴収業務は弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	地方公共団体における公営住宅サービスの運営の内、滞納家賃の徴収については民間業者の回収ノウハウ活用により、家賃滞納額の減少と徴収コストの削減が期待できる。	既に複数の地方自治体より要請があります。	公営住宅法	公営住宅の家賃の決定並びに家賃等の金銭の請求、徴収及び減免に関する権限については、地方公共団体が行う。 公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	K		弁護士法の特例措置については、法務省の回答を参照されたい。 なお、公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	公営住宅の滞納家賃に係る督促、催告、納付指導等(紛争性のない案件において事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	国土交通省
地方 001800 2	B09004	2	三洋信販債権回収株式会社	地方税の徴収事業	地方自治法施行令158条においては地方税の収納についての委託は明示されているが徴収に関する委託は明示されていないため、徴収についても明示頂きたい。また地方税債権の聴衆業務については弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	公平な税負担の実現と適切な徴収コストのバランスが徴収業務には必要である。地方税法により公権力の行使を伴う行為は徴税吏員にしか認められていないので、一般的な納付要請の部分につき、民間業者の回収ノウハウ活用により、滞納税額の減少と徴収コストの削減が期待できる。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条、第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁止されていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方 001800 2	B10005	2	三洋信販債権回収株式会社	地方税の徴収事業	地方自治法施行令158条においては地方税の収納についての委託は明示されているが徴収に関する委託は明示されていないため、徴収についても明示頂きたい。また地方税債権の聴衆業務については弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	公平な税負担の実現と適切な徴収コストのバランスが徴収業務には必要である。地方税法により公権力の行使を伴う行為は徴収吏員にしか認められていないので、一般的な納付要請の部分につき、民間業者の回収ノウハウ活用により、滞納税額の減少と徴収コストの削減が期待できる。		弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	1		弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少ない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		法務省
地方 001800 3	B10006	2	三洋信販債権回収株式会社	地方公共団体が出資設立した地方公社・公益法人が保有する金銭債権の徴収事業	都道府県や市町村が設立した地方公社および公益法人が保有する貸付債権等の金銭債権の徴収業務は弁護士法72条における非弁護士の法律事務取扱禁止に抵触するため、請求行為が出来ません。よって弁護士法72条の適用除外をご検討頂きたい。	地方公共団体のみならず、いわゆる第3セクターにおいても与信管理や債権回収において民間業者を活用することにより、業務の効率化が図れると考えられる。特に件数が多い奨学金や中小企業向け貸付金においては、民間業者の回収ノウハウ活用により、延滞債権・貸倒債権の減少と徴収コストの削減が期待できる。		弁護士法第72条、第77条第3項	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	1		弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少ない。地方公社及び公益法人の有する債権の回収については、その公益性にかんがみ中立公正な処理が強く求められる。また、紛争性のある案件も少なくない上、奨学金の回収などにおいては、債務者の利益にも十分配慮する必要がある。したがって、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		法務省
地方 002100 3	B09028	2	高浜市	会計管理者の補助組織機能の民間委託に係る私人の公金取扱いの制限の緩和	地方自治法第243条では、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならないこととされ、ここでいうところの特別の定めとして、公金の徴収及び収納については同法施行令第158条で、支出の権限については同法施行令第165条の3でそれぞれ限定的に私人への委託が認められている。しかし、同法171条第5項(改正前の第6項)に規定する会計管理者の権限に属する事務を処理するための補助組織の機能を民間(金融機関)に委託することは、現法上不可能であるため、同法243条の私人の公金取扱いの制限の緩和をお願いしたい。	会計管理者の補助組織(出納室、会計課など)は定例的な業務が多く、また、委託先も金融機関に限定すれば、持っているノウハウを十分活かせる業務であり、サービスの質は維持でき、コストの削減も十分見込まれる。また、会計管理者が設置されるため、公正の確保と責任の所在の明確化も十分果たすことができると考える。		地方自治法第170条第1項及び第243条、地方自治法施行令第158条	普通地方公共団体の会計事務については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、出納長及び収入役(会計管理者)がこれをつかさどることとされている。また、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。	1: 規制改革等の措置は不可能又は不適当と考えるもの	普通地方公共団体の会計事務を処理する権限は、当該普通地方公共団体の長から職務上独立した機関の責任の下に一元的に行わせる趣旨から、出納長又は収入役(会計管理者)の独立の権限として法により賦与されており、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、他の者に行わせることはできないものである。また、公金は、その性格からして、取扱いの責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるので、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止しているものである。一方で、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるならば、普通地方公共団体自体が公金を取り扱うよりも私人に取り扱わせた方が適当な場合もあるので、一定の限度で私人の公金取扱いが認められているところである。なお、会計事務のうち、法令上の権限自体ではない補助的な業務については、民間業者を活用することも可能であり、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合には、公金の徴収若しくは収納の権限を私人に委託することは可能である。		総務省	

要望	回答	分類		要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答					
		省庁横断	個別施策						該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)
地方0022001	B09007	2		市場化テスト推進協議会	税等徴収業務に関する官民競争入札	徴税吏員資格の嘱託(及び民間事業者)への拡大(自治法243条の特例)サービス法における特定金銭債権(債権管理回収業に関する特別措置法2条)への租税債権などの追加	いわゆる団塊の世代の大量退職を迎える中で、自治体では徴税吏員数の減少などが現実の問題となりつつある。自治体においては嘱託や民間企業の力を借りなければ円滑な業務が困難になるところである。他方、公共サービス改革法では秘密保持義務・みなし公務員規定(法25条)が置かれたところ、この規定を活用しつつ民間活用ができるよう途を開かれない。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	総務省
地方0022001	B10008	2		市場化テスト推進協議会	税等徴収業務に関する官民競争入札	徴税吏員資格の嘱託(及び民間事業者)への拡大(自治法243条の特例)サービス法における特定金銭債権(債権管理回収業に関する特別措置法2条)への租税債権などの追加	いわゆる団塊の世代の大量退職を迎える中で、自治体では徴税吏員数の減少などが現実の問題となりつつある。自治体においては嘱託や民間企業の力を借りなければ円滑な業務が困難になるところである。他方、公共サービス改革法では秘密保持義務・みなし公務員規定(法25条)が置かれたところ、この規定を活用しつつ民間活用ができるよう途を開かれない。		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	サービスが取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービス法の立法目的が、金融機関等の不良債権の実質的処理と債権の流動化の促進などであることから、租税債権はこれに含まれていない。	I		弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少ない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。同様の理由から、サービスにこれを認めるのも適当でない。	法務省
地方0022004	B09010	2		市場化テスト推進協議会	固定資産評価業務の官民競争入札等	固定資産評価事務に民間を活用できるようにされたい。(地方税法353条、404条、405条、408条など)	現状においても補助業務への民間活用は見られるところ、今回公共サービス改革法では守秘義務・みなし公務員規定などが設けられたことに鑑み、包括的な委託も可能にすべきである。		地方税法第403条第2項、第404条、第405条	固定資産の評価に関する事務に従事しているのは、市町村の職員である。	I		固定資産の実地調査及びそれに基づく評価(地方税法408、409)は公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体となす事務である。これらは審査申出の対象となるなど課税庁として説明責任が生ずるものであるほか、実地調査については、罰則により担保された質問検査権(家屋内部への強制的な立ち入り調査など地方税法353、354)に裏打ちされて実施するものであることから民間委託になじまないと考えられる。	総務省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 002900 1	B09011	2	キャリアバンク株式会社	税等徴収業務に関する官民競争入札(都道府県税について)	事業税徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 都道府県民税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 自動車税徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。		地方税法第66条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方 002900 1	B09012	2	キャリアバンク株式会社	納税証明書発行業務に関する官民競争入札(都道府県税について)	固定資産評価証明書・固定資産物件証明書等の発行業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。		地方税法第20条の10	公共サービス改革法第34条第1項第2号により、地方税法第20条の10の規定に基づく同条の証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し業務は、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。	J		地方税法第20条の10の規定に基づく(証明書(納税証明書)の交付業務については、既に官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。なお、証明行為そのものについては、地方団体の長が行うものであり、民間委託になじまないものと考えられる。		総務省
地方 002900 2	B09013	2	キャリアバンク株式会社	税等徴収業務に関する官民競争入札(市町村民税について)	市町村民税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 国民健康保険税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ます。		地方税法第329条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省

要望	回答	分類		要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
		省庁横断	個別施策						該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0031001	B09015	2		株式会社エフアンドエム	税等徴収業務に関する官民競争入札(都道府県税について)	事業税徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 都道府県民税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 自動車税徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ません。		地方税法第66条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0031002	B09018	2		株式会社エフアンドエム	税等徴収業務に関する官民競争入札(市町村民税について)	市町村民税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札 国民健康保険税の徴収・督促業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ません。		地方税法第329条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	I・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0039002	B10018	2		民間企業	家賃の特定金銭債権扱い対応	各都道府県の住宅供給公社が取扱う家賃について特定金銭債権として取扱い可能になればサービスにて督促業務が可能となり、回収実績の向上が見込める。	家賃の回収率改善		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項	サービスが取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービスの立法目的が、金融機関等の不良債権の実質的処理と債権の流動化の促進などであることから、住宅供給公社が取り扱う家賃はこれに含まれていない。	I		弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場合が少なくない。家賃の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、賃貸借契約及びその履行等に関する種々の紛争を伴う場合も少なくなく、他方、居住者の利益にも配慮する必要があるなど、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。なお、紛争性のない案件において、法律事務に至らない収納の代行(請求行為を行わない)を民間業者に委託することは、弁護士法72条に違反しない。同様の理由から、サービスにこれを認めるのも適当でない。		法務省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方004000 2	B09022	2	足立区	地方税及び国民健康保険料の納付勧奨業務の民間開放	現在、国民年金保険料未納者に対する納付勧奨事業(滞納理由の確認、保険料納付の請求など)は、官民競争入札等の対象予定となっている。 公共サービス改革法の特定公共サービスとして国民年金勧奨業務と同様、地方税及び国民健康保険料の納付勧奨業務も対象とされたい。	歳入確保は喫緊の課題であり、秘密保持、みなし公務員規定などが適用される特定公共サービスとなれば、厳格な手続きのうえで、民間事業者の創意工夫を発揮させ、収納率向上、経費の削減が期待できる。 また、複数年の契約も可能となり、業務のモニタリング評価が次年度以降に反映されやすくなる。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。		総務省
地方004000 2	B14003	2	足立区	地方税及び国民健康保険料の納付勧奨業務の民間開放	現在、国民年金保険料未納者に対する納付勧奨事業(滞納理由の確認、保険料納付の請求など)は、官民競争入札等の対象予定となっている。 公共サービス改革法の特定公共サービスとして国民年金勧奨業務と同様、地方税及び国民健康保険料の納付勧奨業務も対象とされたい。	歳入確保は喫緊の課題であり、秘密保持、みなし公務員規定などが適用される特定公共サービスとなれば、厳格な手続きのうえで、民間事業者の創意工夫を発揮させ、収納率向上、経費の削減が期待できる。 また、複数年の契約も可能となり、業務のモニタリング評価が次年度以降に反映されやすくなる。		国民健康保険法第七十七条、第七十九条の二、第八十条の二	国民健康保険料の徴収業務は保険者が行うこととされている。なお、保険料の徴収の事務については、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。	J		国民健康保険料の納付勧奨につき、督促等滞納処分に関わる業務など公権力の行使にわたるものは包括的に特定公共サービスとすることは不相当であり、民間委託は困難であるが、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務等、公権力の行使に当たらない補助的な業務については、現行制度上も民間委託が可能となっている。		厚生労働省
地方004400 1	B09027	2	草加市	自治体の徴税業務を公共サービス改革法の対象とする	地方自治法第231条の3第3項・地方税法第331条・地方税法第298条第1項・地方税法第329条第1項・地方税法第1条第1項第3号等により、公権力の行使にあたる徴税業務に携われるのは市町村吏員に限られている。これを改め、地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤嘱託員や自治体から委託を受けた民間債権回収会社の従業員も公権力の行使たる徴税業務に携わることが可能とするため、自治体の徴税業務を公共サービス改革法の対象とする。	税の徴収は、滞納者との交渉や、財産調査・滞納処分等の専門的なスキル・ノウハウが要求される業務であり、経験に裏付けられたベテラン職員が欠かせません。しかし、地方税制の抜本改正が予定されていることに加え、草加市においては、ベテラン職員の大量退職が目前に迫っていることから、徴収体制の抜本的な見直し・強化が喫緊の課題となっております。このため草加市では徴収補助員(地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤嘱託員)を活用し、併せて、「非常勤嘱託員に特別徴税吏員資格を付与する」よう、特区提案も行って参りましたが、総務省の見解は「徴収補助員等の臨時職員は、徴税吏員に比して地方税法や地方公務員法による重い義務・罰則が課せられていないことから、私人の権利義務に対する重大な侵害となる要素を含む公権力の行使である督促・滞納処分・強制執行等の手続きを行わせることはできない。」というものでした。しかし、徴税業務を「公共サービス改革法」の対象とすることによって、当該嘱託員や民間企業の従業員に見なし公務員規定が適用され、地方公務員法の義務・罰則の対象となることとなり、総務省が持つ懸念は解消されます。各自治体は、三位一体改革を通じた所得税から住民税への税源移譲を受けたことによる財源面での自立は勿論のこと、受益と負担の関係を明確にし、より一層公平な税負担を市民に求める必要があり、かつこれに要する「徴税コスト」も意識しなければなりません。また、国・都道府県・市町村がそれぞれに税・保険・年金等の徴収に関わる問題を抱えつつ、「公務員を削減しなければならぬ」という現実と直面していることも、各主体に共通する課題だと思われれます。そこで、これらの課題を解決するためには、民間の企業や経験豊富な徴収嘱託員等が蓄積しているノウハウの活用が不可欠だと考え、自治体における徴税業務を公共サービス改革法の対象とすることを提案いたします。		地方自治法243条、地方自治法施行令第158条・第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	1・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省

要望	回答	分類	要項主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0051006	B09032	2	個人	自治体の公金・使用料等徴収業務の市場化テスト	自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務の官民競争入札	現在、自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務は、民間のサービス等がノウハウ・経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため		地方税法第66条他	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	1・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省
地方0052005	B09036	2	堺市	公租(地方税)・公課(国民健康保険料、介護保険料、使用料及び手数料等)その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務の民間委託(徴税吏員と同様の職務遂行の確保等)	【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を「そのノウハウを有する民間事業者に行わせる」。その際には、「債権情報を一元化した債権データ等」業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。 【規制改革要望の概要】次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、その従業員が徴税吏員と同様の業務が行える法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。 督促は、公租である地方税地方税法329条等の規定により徴税吏員に限られている。公課は地方自治法第231条の3の規定により普通地方公共団体の長がすることとされている(国民健康保険法第79条にも個別規定あり)。 臨戸徴収をすることができる者は、単なる収納でない場合、徴税吏員に限られるとも考えられる。その場合、公課の「地方税の滞納処分の例による」とされているものも同様となる。	現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。 債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。 徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(臨戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。 包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。 包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。	公共サービス改革法と直接の関係はないが、債権回収業務についての知識・ノウハウを豊富に有する人材の有効活用を図る観点から、非常勤職員(特別職の非常勤嘱託員)についても、徴税吏員として十分な業務が行えるような法整備が必要であると考え。 (参考)平成17年4月1日付け総務省第80号総務省自治税務局企画課長発「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」 3 地方税の徴収に係る非常勤職員等の活用 (2)非常勤職員(特別職の非常勤嘱託員)を徴税吏員に任命することの可否 特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである(なお、一般職の非常勤職員についても、本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。)	地方自治法243条、地方自治法施行令第158条、第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等の推進しているところである。	1・J	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省	
地方0052005	B14011	2	堺市	公租(地方税)・公課(国民健康保険料、介護保険料、使用料及び手数料等)その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務の民間委託(徴税吏員と同様の職務遂行の確保等)	【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を「そのノウハウを有する民間事業者に行わせる」。その際には、「債権情報を一元化した債権データ等」業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。 【規制改革要望の概要】次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、その従業員が徴税吏員と同様の業務が行える法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。 督促は、公租である地方税地方税法329条等の規定により徴税吏員に限られている。公課は地方自治法第231条の3の規定により普通地方公共団体の長がすることとされている(国民健康保険法第79条にも個別規定あり)。 臨戸徴収をすることができる者は、単なる収納でない場合、徴税吏員に限られるとも考えられる。その場合、公課の「地方税の滞納処分の例による」とされているものも同様となる。	現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。 債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。 徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(臨戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。 包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。 包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。	公共サービス改革法と直接の関係はないが、債権回収業務についての知識・ノウハウを豊富に有する人材の有効活用を図る観点から、非常勤職員(特別職の非常勤嘱託員)についても、徴税吏員として十分な業務が行えるような法整備が必要であると考え。 (参考)平成17年4月1日付け総務省第80号総務省自治税務局企画課長発「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」 3 地方税の徴収に係る非常勤職員等の活用 (2)非常勤職員(特別職の非常勤嘱託員)を徴税吏員に任命することの可否 特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである(なお、一般職の非常勤職員についても、本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。)	地方自治法第243条	地方自治法第243条「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。」の規定から、公金の徴収及び収納は法律・政令の特別の定めがない限り行えない。	1・J / V	国民健康保険料等の債権回収業務につき、督促等滞納処分に関わる業務など公権力の行使にわたるものは包括的に特定公共サービスとすることは不相当であり、民間委託は困難であるが、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務等、公権力の行使に当たらない補助的な業務については、現行制度上も民間委託が可能となっている。		厚生労働省	

要望	回答	分類	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0052006	B09037	2	堺市	公租・公課その他公金全般の債権回収業務の民間委託(私人への公金取扱の拡大等)	〔目的〕公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を「そのノウハウを有する民間事業者に行わせる」。その際には、「債権情報を一元化した債権データ等」業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。 〔規制改革要望の概要〕次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、公金全般の債権回収の私人への委託、民間事業者における臨戸徴収の際の収納を可能とするなどの法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。 地方自治法第243条で私人への公金取扱の制限の規定がある。地方自治法施行令第158条で歳入の徴収又は収納の私人への委託の規定が設けられているが、その範囲は狭められている。また、同施行令第158条の2で地方税は収納の私人への委託のみ規定されている。 訪問徴収時の金銭の収納は、地方自治法第171条の規定により吏員その他の職員を会計職員に任命して行わなければならないとされている。 その他、目的(事項番号7に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例)をしてほしい。	現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。 債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。 徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(臨戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。 包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。 包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。	国民健康保険法第80条の2、介護保険法第144条の2及び児童福祉法第56条第4項で徴収や収納の私人への委託の規定があるが、事実上、徴収(債権回収)業務の委託は行われていない。 公営住宅法には、徴収・収納の私人への委託に関する規定がない。 公金全般の債権回収の私人への委託を可能とする地方自治法の法整備(法律の特例)を行う場合、各債権の個別法の整理を含めた法整備も必要になると考える。	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第158条の2	I・J		滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。		総務省	
地方0052006	B14012	2	堺市	公租・公課その他公金全般の債権回収業務の民間委託(私人への公金取扱の拡大等)	〔目的〕公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を「そのノウハウを有する民間事業者に行わせる」。その際には、「債権情報を一元化した債権データ等」業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。 〔規制改革要望の概要〕次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、公金全般の債権回収の私人への委託、民間事業者における臨戸徴収の際の収納を可能とするなどの法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。 地方自治法第243条で私人への公金取扱の制限の規定がある。地方自治法施行令第158条で歳入の徴収又は収納の私人への委託の規定が設けられているが、その範囲は狭められている。また、同施行令第158条の2で地方税は収納の私人への委託のみ規定されている。 訪問徴収時の金銭の収納は、地方自治法第171条の規定により吏員その他の職員を会計職員に任命して行わなければならないとされている。 その他、目的(事項番号7に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例)をしてほしい。	現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。 債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。 徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(臨戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。 包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。 包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。	国民健康保険法第80条の2、介護保険法第144条の2及び児童福祉法第56条第4項で徴収や収納の私人への委託の規定があるが、事実上、徴収(債権回収)業務の委託は行われていない。 公営住宅法には、徴収・収納の私人への委託に関する規定がない。 公金全般の債権回収の私人への委託を可能とする地方自治法の法整備(法律の特例)を行う場合、各債権の個別法の整理を含めた法整備も必要になると考える。	地方自治法第243条	I / J / V	V	国民健康保険料等の債権回収業務につき、督促等滞納処分に関わる業務など公権力の行使にわたるものは包括的に特定公共サービスとすることは不相当であり、民間委託は困難であるが、滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけ業務等、公権力の行使に当たらない補助的な業務については、現行制度上も民間委託が可能となっている。		厚生労働省	
地方0052006	B17011	2	堺市	公租・公課その他公金全般の債権回収業務の民間委託(私人への公金取扱の拡大等)	〔目的〕公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を「そのノウハウを有する民間事業者に行わせる」。その際には、「債権情報を一元化した債権データ等」業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。 〔規制改革要望の概要〕次の各項目について、市の基準を満たした民間事業者に対して、公金全般の債権回収の私人への委託、民間事業者における臨戸徴収の際の収納を可能とするなどの法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。 地方自治法第243条で私人への公金取扱の制限の規定がある。地方自治法施行令第158条で歳入の徴収又は収納の私人への委託の規定が設けられているが、その範囲は狭められている。また、同施行令第158条の2で地方税は収納の私人への委託のみ規定されている。 訪問徴収時の金銭の収納は、地方自治法第171条の規定により吏員その他の職員を会計職員に任命して行わなければならないとされている。 その他、目的(事項番号7に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例)をしてほしい。	現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。 債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。 徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(臨戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。 包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。 包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。	国民健康保険法第80条の2、介護保険法第144条の2及び児童福祉法第56条第4項で徴収や収納の私人への委託の規定があるが、事実上、徴収(債権回収)業務の委託は行われていない。 公営住宅法には、徴収・収納の私人への委託に関する規定がない。 公金全般の債権回収の私人への委託を可能とする地方自治法の法整備(法律の特例)を行う場合、各債権の個別法の整理を含めた法整備も必要になると考える。	公営住宅法	J		公営住宅の家賃の決定並びに家賃等の金銭の請求、徴収及び減免に関する権限については、地方公共団体が行う。 公営住宅に係る決定家賃の通知行為や家賃の徴収行為等(事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	公営住宅に係る決定家賃の通知行為や家賃の徴収行為等(事実行為として行うもの)については、私人に委託することができる。	国土交通省	

要望	回答	分類	個別施策	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
									該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0052007	B09038	2		堺市	公租・公課その他公金全般の債権回収業務の民間委託(債権情報の一元化)	<p>【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を「そのノウハウを有する民間事業者に行わせる」。その際には、「債権情報を一元化した債権データ等」業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。</p> <p>【規制改革要望の概要】次の各項目について、民間事業者がより効率的・効果的に公金全般の債権回収が行えるように、市の基準を満たした民間事業者に対して、債権情報の一元管理(取得情報の共有化等)を可能とする法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>地方税法第22条では、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされている。</p> <p>地方公務員法第34条では、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされている。</p> <p>その他、目的(事項番号8に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p>	<p>現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点から重要な問題となっている。</p> <p>債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。</p> <p>徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(臨戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。</p> <p>包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。</p> <p>包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。</p> <p>平成16年9月6日付け総務省第33号総務省自治税務局市町村税課長通知で、国民年金保険料未納者対策として税務情報の提供を行うことが示されているように、「国や自治体の様々な未収金(未納者)対策」については、公平性、公正性の観点から、喫緊の課題となっており、各所管部局の情報を十分に活用する方向性にあるものと考えられる。</p> <p>債権情報の一元化が実現すれば、効率的・効果的な債権回収が可能となり、累積債権額の圧縮を促進し、かつ公平性の確保等、結果として十分に市民(国民)の利益になるものと期待される。</p>	<p>公共サービス改革法と直接の関係はないが、全債権情報を一元管理して民間事業者に債権回収業務を行わせることが困難である場合でも、自治体において全債権情報を一元管理することによる「公金全般の債権回収業務の一元的組織」を創設し、効率的・効果的な債権回収業務を行うことにより、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が実現できる可能性が高く、是非ともそのための法整備が必要であると考えられる。</p> <p>また、包括的な民間委託を実施できる法整備が遅れた場合でも、自治体において全債権情報の一元管理ができていれば、民間委託が可能になった際の債権回収業務を民間業者にスムーズに移行することができる。</p>	地方自治法243条、地方自治法施行令第158条、第158条の2	規制改革・民間開放推進3カ年計画(平成17年3月25日閣議決定)に基づき、総務省自治税務局長通知(平成17年4月1日)などで民間事業者のノウハウを活用できる業務についての民間への業務委託等を推進しているところである。	I・J	滞納者の自宅等を訪問し、滞納の事実を通告することや、滞納者の地方税を収納することについては、滞納者の氏名や税額、滞納状況などに関する情報の取扱いが適正に行われるかどうか等の懸念は大きいものの、現行法上禁じられていない。ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	総務省		
地方0052008	B10016	2		堺市	公租・公課その他公金全般の債権回収業務委託(民間事業者の業務範囲拡大)	<p>【目的】公租・公課その他公金全般(私債権含む)の債権回収業務を「そのノウハウを有する民間事業者に行わせる」。その際には、「債権情報を一元化した債権データ等」業務必要情報の業務履行場所への提供等が必要となる。</p> <p>【規制改革要望の概要】次の各項目について、民間事業者が公金全般の債権回収を可能とする法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>債権管理回収業に関する特別措置法第2条の「特別金銭債権」について、貸付債権に限定されている(公租・公課その他公金全般の債権回収業務ができない)。</p> <p>弁護士法第72条では「非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止」が規定されており、民間事業者が債権管理回収業務を行えない(債権管理回収業のみの規定により「特別金銭債権」の債権管理回収業務を行うことができる)。</p> <p>その他、目的(事項番号9に関する部分)を達するために必要な法整備(法律の特例を含む)をしてほしい。</p> <p>現行制度で問題がないのであれば、その旨を明示してほしい。</p>	<p>現在、地方自治体には多種多様な債権が存在・累積しており、市民に対する負担の公平性、業務の公正性確保のみならず、財政的な観点からも重要な問題となっている。</p> <p>債権回収に関する要望事項が実現すれば、債権回収のノウハウを有する民間事業者が公金全般の債権回収について、包括的・一元的に行うことにより、効率的・効果的な業務を行うことができる。</p> <p>徴税吏員と同様の業務を行わせることが困難な場合でも、公権力の行使を限定的に明示することにより、「督促」「催告(電話)(書面)(臨戸)」「収納」「調査(強制でない主に外観)」まで一元的に行うことができる。</p> <p>包括的に行うことができた場合、徴収率の向上、累積債権額の圧縮及び費用対効果の向上が期待できる。</p> <p>包括的に行うことができない場合でも、自治体は強制調査(搜索)、差押え、公売などの業務に集中し、徴収率の向上、累積債権額の圧縮が期待できる。</p>		債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項、弁護士法第72条、第77条第3項	サービサーが取り扱うことのできる債権は、一定の限度内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。サービサー法の立法目的が、金融機関等の不良債権の実質的処理と債権の流動化の促進などであることから、公租・公課はこれに含まれていない。	I	弁護士法72条が無資格者による他人の法律事件への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場合が少なくない。租税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、租税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。同様の理由から、サービサーにこれを認めるのも適当でない。	法務省		
地方0001003	B11002	3		民間企業	旅券発行窓口業務の民間開放について	旅券法	<p>外務省が地方公共団体に委託している旅券発行窓口業務を民間開放し、民間事業者の国内ネットワークを活用することにより、</p> <p>1) サービス(利便性)の向上</p> <p>2) 業務の効率化・コスト削減を図ることができる。</p>		旅券法及び同施行令	旅券事務は、旅券法第21条の2、同第21条の3及び同施行令第4条により都道府県に法定委託されている。	I	<p>1. 旅券は、発行国が所持人の国籍及び身分を対外的に証明する公文書であり、国としては、国民の円滑な渡航を確保するために、日本旅券の真正性を守って国際的信頼を維持することが重要であり、このために、各申請手続きを責任ある行政機関(都道府県)の下で行うことが旅券法において規定されている。現に昨今の国際テロ防止対策等の観点からG8等国際的にも発給プロセスの厳格化及び偽変造防止対策の強化が求められている。</p> <p>2. その中で実務上の旅券事務においては、旅券発給管理の根幹をなす国籍確認及び同一人性の確認に万全を期すため、身元確認及び住基ネットを利用した居住確認を行う等発給総数約3,500万人分(有効旅券総数)の詳細な個人情報を取り扱う必要がある。また、国籍確認や住所確認のみならず、申請者が旅券発給制限該当者にあたる疑義が生じた場合には前科情報を含む個人情報を取り扱うことも必要であり、民間機関ではこのような業務に限界がある。</p>	<p>1. 公権力の行使に直接関わりのない一部の旅券事務(電話案内、旅券作成等)については、国民及び諸外国に対し政府が責任をもって日本旅券の発給管理という信頼性に影響を与えない範囲内であれば民間に開放は可能であると考えている。実際に多くの旅券事務所窓口では、それぞれのニーズを勘案して手数料収入に見合った又はそれ以上の経費を負担して事務所の開設・維持及び運営等を行っている。また、人件費削減の点からは窓口における嘱託職員の採用など民間活力を活用することによって、申請時間の延長や日曜交付等最大限努力して実施しているものと承知している。</p> <p>2. さらに、本年3月20日からは、議員立法による市町村への再委託が可能となり、広島県、北海道、佐賀県に既に都道府県の判断により地域住民の利便性等を高めるために実施され、窓口数の拡大が進んでいると承知している。</p>	外務省	

要望	回答	分類	要項	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答					
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)
地方0017006	B11003	3	大阪商工会議所	旅券発行関連業務	旅券の発行業務は、旅券法の規定に基づき都道府県知事が行うことが規定されており、原則として民間事業者への業務委託は認められていない。旅券法に特例措置を設けることにより、民間開放を促進する環境を整備されたい。	補助的な業務では民間委託が進んでおり、旅券発行業務の効率化、利用者利便の向上を図るためには、旅券発行業務を含む包括的な民間開放が望まれる。		旅券法及び同施行令	旅券事務は、旅券法第21条の2、同第21条の3及び同施行令第4条により都道府県に法定委託されている。	1	1. 旅券は、発行国が所持人の国籍及び身分を対外的に証明する公文書であり、国としては、国民の円滑な渡航を確保するために、日本旅券の真正性を守って国際的信頼を維持することが重要であり、このために、各申請手続きを責任ある行政機関(都道府県)の下で行うことが旅券法において規定されている。現に昨今の国際テロ防止対策等の観点からG8等国際的にも発給プロセスの厳格化及び偽変造防止対策の強化が求められている。 2. その中で実務上の旅券事務においては、旅券発給管理の根幹をなす国籍確認及び同一人性の確認に万全を期すため、身元確認及び住基ネットを利用した居住確認を行う等発給総数約3,500万人分(有効旅券総数)の詳細な個人情報を取り扱う必要がある。また、国籍確認や住所確認のみならず、申請者が旅券発給制限該当者にあたる疑義が生じた場合には前科情報を含む個人情報を取り扱うことも必要であり、民間機関ではこのような業務に限界がある。	1. 公権力の行使に直接関わりのない一部の旅券事務(電話案内、旅券作成等)については、国民及び諸外国に対し政府が責任をもって日本旅券の発給管理という信頼性に影響を与えない範囲内であれば民間に開放は可能であると考えている。実際に多くの旅券事務所窓口では、それぞれのニーズを勘案して手数料収入に見合った又はそれ以上の経費を負担して事務所の開設・維持及び運営等を行っている。また、人件費削減の点からは窓口における嘱託職員の採用など民間活力を活用することによって、申請時間の延長や日曜交付等最大限努力して実施しているものと承知している。 2. さらに、本年3月20日からは、議員立法による市町村への再委託が可能となり、広島県、北海道、佐賀県で既に都道府県の判断により地域住民の利便性等を高めるために実施され、窓口数の拡大が進んでいると承知している。	外務省
地方0037006	B06001	3	ピーウィズ株式会社	「車庫証明申請受付の民間運営」	「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の第4条、第5条では警察署長に書面を提出することとなり、民間委託する際に障害となる可能性がある。	競争入札の対象とすることで、コスト削減、対応件数の増加が見込まれる。各種申請の窓口を運営し、一次受付を集約することによってコスト削減を図り、かつコールセンター事業のノウハウを生かし運営することにより、「業務の標準化、可視化、品質の向上、コストの変動費化、並びにサービスレベルの向上」が見込まれるため。		自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号、以下「法」という。)における申請等のうち、法第4条第1項の規定に基づく登録自動車に係る保管場所証明については警察署長に対して申請することとされ、法第5条の規定に基づく軽自動車の保管場所については警察署長に届け出ることとされている。	1	法第4条第1項の規定による登録自動車に係る保管場所証明の申請及び法第5条の規定による軽自動車に係る届出(以下「申請等」という。)の受付は、提出を受けた申請書等の記載事項の不備の有無、保管場所の確保を証明する添付書類等が添付されているか否か等を確認するとともに、申請書等の記載内容に基づいて保管場所が確保されているかどうかを一時的に判定し、申請書等に不備があった場合、補正を求め、補正にない場合は証明書の交付を拒否するなど、実質的な判断と一体不可分なものであり、申請者が提出した申請書等を単に物理的に受理する性質のものではないことから、官民競争入札にはなじまない。		警察庁	
地方0037008	B11004	3	ピーウィズ株式会社	「パスポート発行受付の民間運営」		競争入札の対象とすることで、コスト削減、対応件数の増加が見込まれる。受付窓口を集約することによってコスト削減を図り、かつコールセンター事業のノウハウを生かし運営することにより、「業務の標準化、可視化、品質の向上、コストの変動費化、並びにサービスレベルの向上」が見込まれるため。		旅券法及び同施行令	旅券事務は、旅券法第21条の2、同第21条の3及び同施行令第4条により都道府県に法定委託されている。	1	1. 旅券は、発行国が所持人の国籍及び身分を対外的に証明する公文書であり、国としては、国民の円滑な渡航を確保するために、日本旅券の真正性を守って国際的信頼を維持することが重要であり、このために、各申請手続きを責任ある行政機関(都道府県)の下で行うことが旅券法において規定されている。現に昨今の国際テロ防止対策等の観点からG8等国際的にも発給プロセスの厳格化及び偽変造防止対策の強化が求められている。 2. その中で実務上の旅券事務においては、旅券発給管理の根幹をなす国籍確認及び同一人性の確認に万全を期すため、身元確認及び住基ネットを利用した居住確認を行う等発給総数約3,500万人分(有効旅券総数)の詳細な個人情報を取り扱う必要がある。また、国籍確認や住所確認のみならず、申請者が旅券発給制限該当者にあたる疑義が生じた場合には前科情報を含む個人情報を取り扱うことも必要であり、民間機関ではこのような業務に限界がある。	1. 公権力の行使に直接関わりのない一部の旅券事務(電話案内、旅券作成等)については、国民及び諸外国に対し政府が責任をもって日本旅券の発給管理という信頼性に影響を与えない範囲内であれば民間に開放は可能であると考えている。実際に多くの旅券事務所窓口では、それぞれのニーズを勘案して手数料収入に見合った又はそれ以上の経費を負担して事務所の開設・維持及び運営等を行っている。また、人件費削減の点からは窓口における嘱託職員の採用など民間活力を活用することによって、申請時間の延長や日曜交付等最大限努力して実施しているものと承知している。 2. さらに、本年3月20日からは、議員立法による市町村への再委託が可能となり、広島県、北海道、佐賀県で既に都道府県の判断により地域住民の利便性等を高めるために実施され、窓口数の拡大が進んでいると承知している。	外務省

要望	回答	分類	要項主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0006001	B10001	3	鳴門市	電話・FAX予約による戸籍謄・抄本等の交付請求について	戸籍法第10条 戸籍の謄抄本・記載事項証明の先例では 戸籍謄抄本の交付請求を電話で受けて予め作成しておき、平日の勤務時間外あるいは休祭日等に手数料と引き換えに交付することは認められない(平2.7.30民2.3178回答)。 戸籍謄抄本の交付仮申請(予約)を本庁のファクシミリで24時間受け、これに基づきあらかじめ作成し、連絡所に事前に送付しておいた戸籍謄抄本を、条例で定めた平日の勤務時間と異なる時間帯(月曜日から金曜日までの午前10時から午後7時30分までの時間(除く休日)に、市区町村の嘱託職員が、仮申請書の原本である申請書及び手数料と引き換えに交付することは認められない(平5.7.28民2.5311回答)。 上記の規制緩和が図られれば、市民サービスの向上と利便性が図られる。	左記の、の規制緩和が図られれば、戸籍謄・抄本の交付請求を電話・FAXで受けてあらかじめ作成しておき、平日の勤務時間外あるいは、休祭日に本人確認のうえ手数料と引き換えに交付できれば、市民サービスの利便性を図ることができる。		戸籍法第10条	電話、FAXにより戸籍謄抄本の交付請求を受け付けて、時間外に交付することは認めていない	1		電話による戸籍謄抄本の請求を認めると、予約者が請求者本人であるか否かの確認をすることができず、また、請求の対象戸籍の有無を教示することとなり、その結果、予約者が不正請求者であるような場合に個人の所在探索を助長する等、プライバシー保護を図っている戸籍法の制度趣旨が損なわれるおそれがあることから、これに応じることはできない。 FAXによる戸籍謄抄本の請求については、現行法上は手数料の前納が要件とはされていないので請求者の本人確認を確実に実施する等個人情報保護を図る戸籍法の趣旨に反しない限り、これを認める余地はあるものとする。		法務省
地方0006002	B14001	3	鳴門市	連絡所の窓口における、各種申請等の取次事務	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条では、戸籍法等の特例で窓口6業務の交付の請求の受付及びその引渡しに限定されているが、現在当市の連絡所においては、その他(特記事項)で、記載している7項目の取次ぎ事務を実施しているため、交付引渡し事務以外に取り次ぎ事務も認めていただきたい。	戸籍法等の特例で窓口6業務の交付の請求の受付及びその引渡しに限定されているが、現在連絡所の窓口においては、他課の申請書等の事務を取り次いでいる状況であり、委託窓口においても取次事務が可能であれば、市民にとってより利便性が図られる。	現在、鳴門市の各連絡所においては、「国民健康保険の加入・離脱の処理」、「国民健康保険証の異動処理、再交付申請の受理」、「高額医療費の受理」、「コルセット・マッサージ費等の支給申請書」、「老人医療受給者証の再交付申請の受理」、「葬祭費支給申請書の受理」、「介護保険に関する介護認定申請書・更新申請書の受理」の7項目を取り扱っている。	国民健康保険法第九條、第五十七條之二、第五十八條、第八十條之二等 介護保険法第27條、第28條	国民健康保険に関する資格取得の届出、高額療養費の申請等の事務は保険者である市町村が処理することとされている。なお、保険料の徴収の事務については、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。 要介護認定に係る新規・更新申請書は、保険者である市町村に提出することとしている。	1/1	ご要望の取次事務がどのように行われるか詳細は定かたではないが、取次事務において各種書類の確認、補正を行う場合、例えば、高額療養費の支給申請の受理に当たっては、添付の各種証拠書類の確認など、形式上の要件に適合しているか否かの確認を行う必要があるが、国民健康保険制度に精通していない民間事業者が受託した場合、これらが円滑に行われない懸念がある。 また、国民健康保険の窓口業務においては、保険料の収納率向上のため様々な機会を捉えて被保険者との接触を図っており、被保険者証の交付や高額療養費等の支給申請に当たって、保険料を滞納している世帯主に対する短期の被保険者証の交付や資格証明書の交付、納付相談等を行っており、さらにその際、保険料の滞納につき特別な事情があるかどうかの判断や所得に応じた保険料の減免の必要性の判断など保険者において行うべき事務を行っているところである。 このため、ご要望の窓口における各種申請等すべてを包括的に特定公共サービスとすることは不適当である。なお、郵送による資格喪失の届出等や被保険者証の発送についての民間事業者への委託は、現行でも可能である。 「介護保険に関する介護認定申請書・更新申請書の受付」については、「取り次ぎ事務」の内容が不明確であり、御要望の「取り次ぎ事務」の詳細をご教示いただいた上で、制度上の問題点を精査する必要があると考えている。		厚生労働省	
地方0006003	B10010	3	鳴門市	戸籍謄本・抄本の本籍地以外の地域からの交付	戸籍法第117条第2項規制緩和「電子情報処理組織による戸籍事務」(現在は、政令指定都市の各区分においてネットワーク化した電子情報組織により記録事項証明の相互発行を行うこと及び転籍、新戸籍の編製等を本籍地以外の区が管理することを戸籍記録を利用することは差し支えない。) 上記事項を、政令指定都市だけでなく全国に認めてほしい。	住基ネットにより市区町村の住民基本台帳がネットワークで結ばれ、住民の4情報が都道府県を越えてオンラインで直結し、全国どこの市区町村からも自分の住民票の写しが取得できる現在、戸籍事務の電子情報化も拡大し実施市区町村が全国で65%強であり本県においても76.8%である現状において戸籍の電子情報組織も全国ネットとし、記録事項証明を最寄りの市区町村で交付が可能となれば、本籍地以外の居住者の利便性が向上する。		戸籍法第1条、戸籍法第4条、	政令指定都市以外の市町村間でネットワーク化した電子情報組織により記録事項証明書の相互発行の実績有り。	J		要望主体の言うネットワーク化した電子情報処理組織により記録事項証明書の相互発行を行うこと等については、政令指定都市内の各区分に限定されるものではない(平成16年5月14日付け法務省民一第1424号民事局長回答参照)。		法務省

要望	回答	分類	要 望 主 体 名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 001200 1	B09002	3	岐阜市	戸籍・除籍証明、 戸籍の附票の写し、 印鑑登録証明書の 請求受付及び交付	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条第1項第1号、第5号、第6号の規定について、受託者及び代理人等の請求も可とするよう資格緩和していただきたい。	要望事項に掲げる各種証明の請求の実態は、請求者本人以外の者(代理人等)が窓口へ訪れることが大半であり、同法が規定する取扱にあってはそれらに対しては取扱いができず、サービスの質の向上は期待できない。	各種証明書の交付請求のため、窓口を訪れる請求者本人の割合 ・戸籍関係証明 約80% ・印鑑証明 約55% 以上から戸籍関係証明については約20%が、印鑑証明は約45%が適用対象外となる。 なお、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成17年10月21日法律第102号)第2条第1項第1号、5号、6号も当該要望と同様に改正の必要がある。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条の規定に基づく省令の運用について(通知)(平成18年総行自第139号)	戸籍の附票の写し及び印鑑登録証明書については、代理人による証明書等の交付請求を制限してはいない。ただし、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項において交付請求を認めるのは、プライバシー保護の観点から、証明書等に記載されている者に限ることとした法の趣旨等を踏まえ、委託地方公共団体において、慎重に判断する必要があるものである。	J	制度・業務の現状と同じ	-	総務省	
地方 001200 1	B10002	3	岐阜市	戸籍・除籍証明、 戸籍の附票の写し、 印鑑登録証明書の 請求受付及び交付	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条第1項第1号、第5号、第6号の規定について、受託者及び代理人等の請求も可とするよう資格緩和していただきたい。	要望事項に掲げる各種証明の請求の実態は、請求者本人以外の者(代理人等)が窓口へ訪れることが大半であり、同法が規定する取扱にあってはそれらに対しては取扱いができず、サービスの質の向上は期待できない。	各種証明書の交付請求のため、窓口を訪れる請求者本人の割合 ・戸籍関係証明 約80% ・印鑑証明 約55% 以上から戸籍関係証明については約20%が、印鑑証明は約45%が適用対象外となる。 なお、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成17年10月21日法律第102号)第2条第1項第1号、5号、6号も当該要望と同様に改正の必要がある。	民法第99条 公共サービス改革法第34条第1項	公共サービス改革法第34条に規定する法の特例として戸籍に記載、記録されている者からの請求に限り、戸籍謄抄本の受付、及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能。	J	戸・除籍謄抄本及び戸籍の附票の写しについては、代理人による証明書等の交付請求を制限していない。ただし、公共サービス改革法第34条第1項において、交付請求を認めるのは、プライバシー保護の観点から、証明書等に記載されている者に限ることとした法の趣旨等を踏まえ、委託地方公共団体において、慎重に判断するものである。	-	法務省	
地方 002100 2	B09006	3	高浜市	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条(戸籍法等の特例)に規定する地方公共団体の業務の範囲の拡大	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第34条第1項各号に規定する地方公共団体の業務の範囲について、現在の規定では、それぞれの号で規定する法令等に基づく証明書類等の「交付の請求の受付」及び「引渡し」とされているが、交付の請求の受付の業務及び引渡しの業務のみを民間開放しても、証明書類が作成されるまでの間、次の窓口業務がなければ、民間事業者の職員が実施すべき業務がなく、きわめて事務効率が悪くなることなどから、地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲に、「当該証明書類等の作成の業務」を追加することで、公共サービスのより一層の改革に資することが可能となる。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第34条第1項各号に規定する地方公共団体の業務の範囲について、現在の規定では、それぞれの号で規定する法令等に基づく証明書類等の「交付の請求の受付」及び「引渡し」とされているが、これに「当該証明書類等の作成の業務」を追加する。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第34条第1項	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の「受付」及び当該請求に係る「引渡し」としている。	I	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならず、現状では基本的に困難であると考えている。	-	総務省		

要望	回答	分類	要項 個別施策	要項 主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
									該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 002100 2	B10007	3		高浜市	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条(戸籍法等の特例)に規定する地方公共団体の業務の範囲の拡大	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第34条第1項各号に規定する地方公共団体の業務の範囲について、現在の規定では、それぞれの号で規定する法令等に基づく「証明書類等の交付の請求の受付」及び「引渡し」とされているが、これに「当該証明書類等の作成の業務」を追加する。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)第34条第1項各号に規定する地方公共団体の業務の範囲について、現在の規定では、それぞれの号で規定する法令等に基づく「証明書類等の交付の請求の受付」及び「引渡し」とされているが、交付の請求の受付の業務及び引渡しの業務のみを民間開放しても、証明書類が作成されるまでの間、次の窓口業務がなければ、民間事業者の職員が実施すべき業務がなく、きわめて事務効率が悪くなることなどから、地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲に、「当該証明書類等の作成の業務」を追加することで、公共サービスのより一層の改革に資することが可能となる。		公共サービス改革法第34条、戸籍法第1条	公共サービス改革法第34条に規定する法の特例として戸籍謄抄本の受付、及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能。 地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書類等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、官民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託するものとする。	1		公共サービス改革法第34条第1項第1号の戸籍謄本等については、個人のプライバシーに関わるため、性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託することができるのは交付の請求の受付及び引渡しに限定されているが、委託することができる範囲を証明書類の作成等に広げる場合、民間事業者が戸籍情報を利用して業務を行うことを認めなければならない。戸籍情報には、当該者の本籍地、氏名、生年月日、婚姻、離婚、認知等の身分事項等のプライバシー性が高い事項が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して、直接、戸籍情報を取り扱うことを認めることは現状では困難である。 ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原票の写し等については、個人のプライバシーに関わるため性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる範囲を証明書類の作成等にまで広げる場合、民間事業者が外国人登録原票を利用して業務を行うことを認めなければならない。 ・外国人登録原票は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく写真、署名、職業や勤務先等プライバシー度が高い事項が記載されていることから特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原票の取扱いを認めることは現状では困難である。		法務省
地方 002200 3	B09009	3		市場化テスト推進協議会	戸籍法等の特例(公共サービス改革法における特定公共サービス)の範囲拡大	公共サービス改革法においては戸籍法等の特例が設けられているところ、現状では書類の申請受付と受け渡しのみが対象となっており、審査や証明書の作成なども含んだ一連の業務を対象とされたい。	現在戸籍法の特例として定められている特定公共サービスは、自治体からは対象領域が狭小であるという指摘も数多く聞かれるところである。業務の効率化・改善を図るためにも審査・証明書類作成なども含んだ包括的な委託を可能とするよう要望する。 公共サービス改革法では厳正な手続きにより、しかも守秘義務・みなし公務員規定・監督規定が設けられたところ、公共サービス実施事業者には包括委託できるようにすべきである。		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書類等の交付の請求の「受付」及び当該請求に係る「引渡し」としている。	1		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取扱いを要するものである。民間事業者が証明書類等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。		総務省
地方 002200 3	B10009	3		市場化テスト推進協議会	戸籍法等の特例(公共サービス改革法における特定公共サービス)の範囲拡大	公共サービス改革法においては戸籍法等の特例が設けられているところ、現状では書類の申請受付と受け渡しのみが対象となっており、審査や証明書の作成なども含んだ一連の業務を対象とされたい。	現在戸籍法の特例として定められている特定公共サービスは、自治体からは対象領域が狭小であるという指摘も数多く聞かれるところである。業務の効率化・改善を図るためにも審査・証明書類作成なども含んだ包括的な委託を可能とするよう要望する。 公共サービス改革法では厳正な手続きにより、しかも守秘義務・みなし公務員規定・監督規定が設けられたところ、公共サービス実施事業者には包括委託できるようにすべきである。		公共サービス改革法第34条、戸籍法第1条	公共サービス改革法第34条に規定する法の特例として戸籍謄抄本の受付、及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能。 地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書類等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、官民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託するものとする。	1		公共サービス改革法第34条第1項第1号の戸籍謄本等については、個人のプライバシーに関わるため、性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託することができるのは交付の請求の受付及び引渡しに限定されているが、委託することができる範囲を証明書類の作成等に広げる場合、民間事業者が戸籍情報を利用して業務を行うことを認めなければならない。戸籍情報には、当該者の本籍地、氏名、生年月日、婚姻、離婚、認知等の身分事項等のプライバシー性が高い事項が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して、直接、戸籍情報を取り扱うことを認めることは現状では困難である。 ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原票の写し等については、個人のプライバシーに関わるため性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる範囲を証明書類の作成等にまで広げる場合、民間事業者が外国人登録原票を利用して業務を行うことを認めなければならない。 ・外国人登録原票は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく写真、署名、職業や勤務先等プライバシー度が高い事項が記載されていることから特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原票の取扱いを認めることは現状では困難である。		法務省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方 002700 1	B10011	3	沼津市	閉庁時の死亡届と火葬許可について	戸籍法 第1条 墓地、埋葬等に関する法律 第5条 埋葬・火葬又は改葬許可	現在、閉庁時の庁舎管理を委託業者が、死亡届出書の受理、火葬許可、及び火葬場予約を守衛(職員)が行っているが、官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意と工夫により、効率よくまた市民サービスの向上が期待できる。		公共サービス改革法第34条、戸籍法第1条	民間事業者による戸籍届出の受付は認めていない。	I		戸籍の届出があったときは市町村長は当該届出について民法及び戸籍法等に規定する実質的及び形式的要件が具備されているかどうかを審査しなければならない。当該届出が不適法であると判断した場合は、不受理処分をすることとなる(民法第740条、第765条、第800条、第813条等)が、戸籍の届出の不受理処分は、その前提として法令適合性の審査が必要となる行政処分であり、市町村長の行った処分を不当とする者は家庭裁判所に不服申立てをすることができるとされている(戸籍法第117条の5、第118条)。これらの行政処分の前提である法令適合審査は行政機関が自ら実施する必要があり、民間事業者に行わせることは適切ではないと考える。		法務省
地方 002700 1	B14002	3	沼津市	閉庁時の死亡届と火葬許可について	戸籍法 第1条 墓地、埋葬等に関する法律 第5条 埋葬・火葬又は改葬許可	現在、閉庁時の庁舎管理を委託業者が、死亡届出書の受理、火葬許可、及び火葬場予約を守衛(職員)が行っているが、官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意と工夫により、効率よくまた市民サービスの向上が期待できる。		墓地、埋葬等に関する法律 第5条	埋葬、火葬又は改葬を行おうとするものは、市町村長の許可を受けなければならない。	I		墓地、埋葬等に関する法律は、火葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、国民に対して自由な火葬等を禁止しており、市町村長による火葬等の許可は、上記の観点から支障がないと認める場合に限り当該禁止を解除するという公権力の行使に当たる行為であることから、民間委託が困難なものである。 なお、火葬場の予約については、墓地、埋葬等に関する法律等に基づく事務ではなく、火葬場の経営主体としての業務であって、厚生労働省として民間委託を禁止しているものではない。		厚生労働省
地方 002900 2	B09014	3	キャリアバンク株式会社	納税証明書発行業務に関する官民競争入札(市町村民税について)	所得証明発行業務の市場化テスト又は民間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の事業については、官民競争入札等の対象にすることにより、個別相談のクオリティが上がるばかりでなく、スピードアップ・コストダウン並びにサービスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来る。		地方税法第20条の10	公共サービス改革法第34条第1項第2号により、地方税法第20条の10の規定に基づく同条の証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し業務は、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。	J		地方税法第20条の10の規定に基づく証明書(納税証明書)の交付業務については、既に官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。 なお、証明行為そのものについては、地方団体の長が行うものであり、民間委託になじまないものと考えられる。		総務省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 003100 1	B09017	3	株式会社 エフアンドエム	納税証明書発行 業務に関する官 民競争入札(都 道府県税につ いて)	固定資産評価証明書・固定資産物件証明 書等の発行業務の市場化テスト又は民間 競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の 事業については、官民競争入札等の対象にする ことにより、個別相談のクオリティが上がるばかり でなく、スピードアップ・コストダウン並びにサー ビスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ま す。		地方自治法 243条、地 方自治法施 行令第158 条・第158条 の2	公共サービス改革法第 34条第1項第2号により、 地方税法第20条の10の 規定に基づく同条の証 明書の交付の請求の受 付及び当該請求に係る 納税証明書の引渡し業 務は、官民競争入札又 は民間競争入札の対象 とすることができる。	J		地方税法第20条の10の規定に基づく証明 書(納税証明書)の交付業務については、 既に官民競争入札又は民間競争入札の 対象とすることができる。 なお、証明行為そのものについては、地 方団体の長が行うものであり、民間委託 になじまないものと考えられる。		総務省
地方 003100 2	B09019	3	株式会社 エフアンドエム	納税証明書発行 業務に関する官 民競争入札(市 町村民税につ いて)	所得証明発行業務の市場化テスト又は民 間競争入札	現在、地方公共団体が実施している左記内容の 事業については、官民競争入札等の対象にする ことにより、個別相談のクオリティが上がるばかり でなく、スピードアップ・コストダウン並びにサー ビスレベル及び利便性の向上の効果が期待出来ま す。		地方税法第 20条の10	公共サービス改革法第 34条第1項第2号により、 地方税法第20条の10の 規定に基づく同条の証 明書の交付の請求の受 付及び当該請求に係る 納税証明書の引渡し業 務は、官民競争入札又 は民間競争入札の対象 とすることができる。	J		地方税法第20条の10の規定に基づく証明 書(納税証明書)の交付業務については、 既に官民競争入札又は民間競争入札の 対象とすることができる。 なお、証明行為そのものについては、地 方団体の長が行うものであり、民間委託 になじまないものと考えられる。		総務省
地方 003600 1	B03006	3	木更津市	公共サービス改 革法第34条に 規定する戸籍法 等の特例の対象 業務(ただし、 「地方税法に基 づく納税証明書 の交付の請求の 受付及びその引 渡し」業務を除 く。)	公共サービス改革法第34条において「地 方公共団体関連の公共サービスに関して 既に措置されている法律の特例」をさらに 見直し、戸籍法等の特例の対象業務(た だし、「地方税法に基づく納税証明書の交 付の請求の受付及びその引渡し」業務を 除く。)の範囲を拡大するための規制改革 等の措置	既に、公共サービス改革法第34条において官民 競争入札等の対象とされている地方公共団体にお ける窓口業務(ただし、「地方税法に基づく納 税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」 業務を除く。)について、「請求内容の確認」及び 「作成業務」についても、一連の窓口業務として 官民競争入札等の対象とすることにより、当該窓 口業務の民間委託への道が開かれ、行財政改 革の推進に寄与できるため。			H		ご要望を踏まえ、政府部内で検討して参 りたい。		内閣府	

要望	回答	分類	要項	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0036001	B09020	3	木更津市	公共サービス改革法第34条に規定する戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)	公共サービス改革法第34条において「地方公共団体関連の公共サービスに関して既に措置されている法律の特例」をさらに見直し、戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)の範囲を拡大するための規制改革等の措置	既に、公共サービス改革法第34条において官民競争入札等の対象とされている地方公共団体における窓口6業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)について、「請求内容の確認」及び「作成業務」についても、一連の窓口業務として官民競争入札等の対象とすることにより、当該窓口業務の民間委託への道が開かれ、行財政改革の推進に寄与できるため。		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の「受付」及び当該請求に係る「引渡し」としている。	I		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。		総務省
地方0036001	B10012	3	木更津市	公共サービス改革法第34条に規定する戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)	公共サービス改革法第34条において「地方公共団体関連の公共サービスに関して既に措置されている法律の特例」をさらに見直し、戸籍法等の特例の対象業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)の範囲を拡大するための規制改革等の措置	既に、公共サービス改革法第34条において官民競争入札等の対象とされている地方公共団体における窓口6業務(ただし、「地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し」業務を除く。)について、「請求内容の確認」及び「作成業務」についても、一連の窓口業務として官民競争入札等の対象とすることにより、当該窓口業務の民間委託への道が開かれ、行財政改革の推進に寄与できるため。		公共サービス改革法第34条、戸籍法第1条 ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 ・外国人登録法	公共サービス改革法第34条に規定する法の特例として戸籍謄抄本の交付、及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能。 地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、官民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託するものとする。	I		公共サービス改革法第34条第1項第1号の戸籍謄本等については、個人のプライバシーに関わるため、性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託することができるのは交付の請求の受付及び引渡しに限定されているが、委託することができる範囲を証明書の作成等に広げる場合、民間事業者が戸籍情報を利用して業務を行うことを認めなければならない。戸籍情報には、当該者の本籍地、氏名、生年月日、婚姻、離婚、認知等の身分事項等のプライバシー性が高い事項が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して、直接、戸籍情報を取り扱うことを認めることは現状では困難である。 ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原票の写し等については、個人のプライバシーに関わるため性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる範囲を証明書の作成等にまで広げる場合、民間事業者が外国人登録原票を利用して業務を行うことを認めなければならない。 ・外国人登録原票は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく写真、署名、職業や勤務先等プライバシー度が高い事項が記載されていることから特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原票の取扱いを認めることは現状では困難である。		法務省
地方0040001	B03007	3	足立区	公共サービス改革法における特定公共サービスに関わる委託範囲の拡大。	公共サービス改革法第34条により市場化テストを行うことができる特定公共サービスは、戸籍法等の特例が規定されているが、現状では、6つの証明書に関する「請求の受付及び請求に係る引渡し」業務に限定され、審査、証明書作成等は認められていないため、法の特例範囲を拡大し、一連の業務を対象とされたい。	「請求の受付及び引渡し業務」のみでは、間の審査・証明書作成などの発行業務が含まれず、公共サービス改革法第1条にいう一連の業務とはならないことから、効率化・改善等によるサービス向上を実現するという法の趣旨が生かせない。公共サービス改革法では厳正な手続きが規定され、特定公共サービス実施民間事業者には、守秘義務、みなし公務員規定、監理監督規定が設けられていることから、一連の業務を包括的に委託できるようにすべきである。	現在においても建築確認や指定管理者制度における施設の使用許可などの行政処分は、民間開放が行われており、必ずしも行政処分は民間に開放できない、ということにはならない。 特定公共サービスに関しては、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要について、公共サービス改革法第25条第1項、第2項において措置されたものと理解している。 また、印鑑証明事務は、各自治体において条例を根拠とする事務であるが、公共サービス改革法第34条に含まれた理由を明示されたい。あわせて、納税証明に関する規定は、課税証明(所得証明)なども含むと解してよいか明示されたい。			H		ご要望を踏まえ、政府部内で検討して参りたい。		内閣府

要望	回答	分類	要項主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0040001	B09021	3	足立区	公共サービス改革法における特定公共サービスに関する委託範囲の拡大。	公共サービス改革法第34条により市場化テストを行うことができる特定公共サービスは、戸籍法等の特例が規定されているが、現状では、6つの証明書に關しての「請求の受付及び請求に係る引渡し」業務に限定され、審査、証明書作成等は認められていないため、法の特例範囲を拡大し、一連の業務を対象とされたい。	「請求の受付及び引渡し業務」のみでは、間の審査・証明書作成などの発行業務が含まれず、公共サービス改革法第1条にいう一連の業務とはならないことから、効率化・改善等によるサービス向上を実現するという法の趣旨が生かせない。公共サービス改革法では厳正な手続きが規定され、特定公共サービス実施民間事業者には、守秘義務、みなし公務員規定、監理監督規定が設けられていることから、一連の業務を包括的に委託できるようにすべきである。	現在においても建築確認や指定管理者制度における施設の使用許可などの行政処分は、民間開放が行われており、必ずしも行政処分は民間に開放できない、ということにはならない。特定公共サービスに関しては、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要について、公共サービス改革法第25条第1項、第2項において措置されたものと理解している。また、印鑑証明事務は、各自治体において条例を根拠とする事務であるが、公共サービス改革法第34条に含まれた理由を明示されたい。あわせて、納税証明に関する規定は、課税証明(所得証明)なども含むと解してよいか明示されたい。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の「受付」及び当該請求に係る「引渡し」としている。	1		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。	1	総務省
地方0040001	B10013	3	足立区	公共サービス改革法における特定公共サービスに関する委託範囲の拡大。	公共サービス改革法第34条により市場化テストを行うことができる特定公共サービスは、戸籍法等の特例が規定されているが、現状では、6つの証明書に關しての「請求の受付及び請求に係る引渡し」業務に限定され、審査、証明書作成等は認められていないため、法の特例範囲を拡大し、一連の業務を対象とされたい。	「請求の受付及び引渡し業務」のみでは、間の審査・証明書作成などの発行業務が含まれず、公共サービス改革法第1条にいう一連の業務とはならないことから、効率化・改善等によるサービス向上を実現するという法の趣旨が生かせない。公共サービス改革法では厳正な手続きが規定され、特定公共サービス実施民間事業者には、守秘義務、みなし公務員規定、監理監督規定が設けられていることから、一連の業務を包括的に委託できるようにすべきである。	現在においても建築確認や指定管理者制度における施設の使用許可などの行政処分は、民間開放が行われており、必ずしも行政処分は民間に開放できない、ということにはならない。特定公共サービスに関しては、守秘義務をはじめとする厳正な服務規律を課す必要について、公共サービス改革法第25条第1項、第2項において措置されたものと理解している。また、印鑑証明事務は、各自治体において条例を根拠とする事務であるが、公共サービス改革法第34条に含まれた理由を明示されたい。あわせて、納税証明に関する規定は、課税証明(所得証明)なども含むと解してよいか明示されたい。	公共サービス改革法第34条、戸籍法第1条	公共サービス改革法第34条に規定する法の特例として戸籍謄抄本の受付、及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能。地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、官民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託するものとする。	1		公共サービス改革法第34条第1項第1号の戸籍謄本等については、個人のプライバシーに関わるため、性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託することができるのは交付の請求の受付及び引渡しに限定されているが、委託することができる範囲を証明書の作成等に広げる場合、民間事業者が戸籍情報を利用して業務を行うことを認めなければならない。戸籍情報には、当該者の本籍地、氏名、生年月日、婚姻、離婚、認知等の身分事項等のプライバシー性が高い事項が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して、直接、戸籍情報を取り扱うことを認めることは現状では困難である。 ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原票の写し等については、個人のプライバシーに関わるため性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる範囲を証明書の作成等にまで広げる場合、民間事業者が外国人登録原票を利用して業務を行うことを認めなければならない。 ・外国人登録原票は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく写真、署名、職業や勤務先等プライバシー度が高い事項が記載されていることから特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原票の取扱いを認めることは現状では困難である。	1	法務省
地方0051002	B11001	3	個人	パスポート発行業務の官民競争入札	自治体の旅券発行の処理業務を行う主体に民間も追加する	現在、都道府県の旅券発行業務は旅券法により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は単純処理が多い。また、都道府県が行う場合にはその組織の性格上休日対応しないなどの不便が多い。そのために、民間事業者にも開放することでサービスの改善を図る。		旅券法及び同施行令	旅券事務は、旅券法第21条の2、同第21条の3及び同施行令第4条により都道府県に法定委託されている。	1		1. 旅券は、発行国が所持人の国籍及び身分を対外的に証明する公文書であり、国としては、国民の円滑な渡航を確保するために、日本旅券の真正性を守って国際的信頼を維持することが重要であり、このために、各申請手続きを責任ある行政機関(都道府県)の下で行うことが旅券法において規定されている。現に昨今の国際テロ防止対策等の観点からG8等国際的にも発給プロセスの厳格化及び偽変造防止対策の強化が求められている。 2. その中で実務上の旅券事務においては、旅券発給管理の根幹をなす国籍確認及び同一人性の確認に万全を期すため、身元確認及び住基ネットを利用した居住確認を行う等発給総数約3,500万人分(有効旅券総数)の詳細な個人情報を取り扱う必要がある。また、国籍確認や住所確認のみならず、申請者が旅券発給制限該当者にあたる疑義が生じた場合には前科情報を含む個人情報を取り扱うことも必要であり、民間機関ではこのような業務に限界がある。	1	外務省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0052001	B03011	3	堺市	地方公共団体の業務運営にかか る自主性の確保	公共サービス改革法第34条により、地方公共団体の対象業務は窓口6業務に限定されているが、地方分権の趣旨を踏まえ、対象業務については限定を解き、全面解除してほしい。	公共サービス改革法34条による窓口6業務では、窓口業務の一部であり、窓口6業務が6事業の請求の受付及び引渡しに限定されている。地方分権の下、自立的な行政運営が求められており、外交・防衛といった国策に関する業務以外については、地方自治体の自主性を尊重することで、より活性化した活動が期待できる。	【窓口6業務以外の拡大業務例】 埋葬・火葬許可証の受理・受付・許可証交付は24時間の業務であり、特に勤務時間外・夜間の業務に人員を配置するのが困難であるため、民間事業者へ委託することが効果的である。(厚生労働省、その他関係省庁)			H		ご要望を踏まえ、政府部内で検討して参りたい。		内閣府
地方0052001	B14010	3	堺市	地方公共団体の業務運営にかか る自主性の確保	公共サービス改革法第34条により、地方公共団体の対象業務は窓口6業務に限定されているが、地方分権の趣旨を踏まえ、対象業務については限定を解き、全面解除してほしい。	公共サービス改革法34条による窓口6業務では、窓口業務の一部であり、窓口6業務が6事業の請求の受付及び引渡しに限定されている。地方分権の下、自立的な行政運営が求められており、外交・防衛といった国策に関する業務以外については、地方自治体の自主性を尊重することで、より活性化した活動が期待できる。	【窓口6業務以外の拡大業務例】 埋葬・火葬許可証の受理・受付・許可証交付は24時間の業務であり、特に勤務時間外・夜間の業務に人員を配置するのが困難であるため、民間事業者へ委託することが効果的である。(厚生労働省、その他関係省庁)	墓地、埋葬等に関する法律第5条、第8条	埋葬、火葬を行おうとするものは、市町村長の許可を受けなければならない。 市町村長が、埋葬、火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、火葬許可証を交付しなければならない。	I	墓地、埋葬等に関する法律は、埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、国民に対して自由な埋葬等を禁止しており、市町村長による埋葬等の許可は、上記の観点から支障がないと認める場合に限り当該禁止を解除するという公権力の行使に当たる行為であって、民間委託が困難なものである。また、埋葬等の許可申請の受理及び許可証の交付は、埋葬等が緊急を要するものであることから、一般的に埋葬等の許可と一体的に処理されているものであること、埋葬等の許可申請の受理に当たっては、申請書類を審査し、その適法性や公衆衛生の確保等のために必要な死因等の記載を確認する必要があることなどから、民間委託が困難なものである。		厚生労働省	
地方0052002	B03012	3	堺市	公共サービス改革法第34条にお ける、窓口6業務の対象範囲拡大	公共サービス改革法第34条により、地方公共団体対象業務とされた窓口6業務における請求の受付及びその引渡しに限定されている。しかし、窓口業務は受付から引渡しまで一連作業で行っているため、当面、対象業務を拡大するとともに将来的には、一括業務委託を視野に入れた法制度を検討してほしい。	公共サービス改革法第34条による窓口6業務では、窓口業務の一部であり、窓口6業務が6事業の請求の受付及び引渡しに限定されている。窓口業務の対象拡大及び一括業務委託を行うことで、民間事業者の活動範囲を広げることが期待できる。			H		ご要望を踏まえ、政府部内で検討して参りたい。		内閣府	

要望	回答	分類	要 望 主 体 名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 005200 2	B09033	3	堺市	公共サービス改革法第34条における、窓口6業務の対象範囲拡大	公共サービス改革法第34条により、地方公共団体対象業務とされた窓口6業務における請求の受付及びその引渡しに限定されている。しかし、窓口業務は受付から引渡しまで一連作業で行っているため、当面、対象業務を拡大するとともに将来的には、一括業務委託を視野に入れた法制度を検討してほしい。	公共サービス改革法第34条による窓口6業務では、窓口業務の一部であり、窓口6業務が6事業の請求の受付及び引渡しに限定されている。窓口業務の対象拡大及び一括業務委託を行うことで、民間事業者の活動範囲を広げることが期待できる。		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	地方公共団体が官民競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の「受付」及び当該請求に係る「引渡し」としている。	I		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。		総務省
地方 005200 2	B10015	3	堺市	公共サービス改革法第34条における、窓口6業務の対象範囲拡大	公共サービス改革法第34条により、地方公共団体対象業務とされた窓口6業務における請求の受付及びその引渡しに限定されている。しかし、窓口業務は受付から引渡しまで一連作業で行っているため、当面、対象業務を拡大するとともに将来的には、一括業務委託を視野に入れた法制度を検討してほしい。	公共サービス改革法第34条による窓口6業務では、窓口業務の一部であり、窓口6業務が6事業の請求の受付及び引渡しに限定されている。窓口業務の対象拡大及び一括業務委託を行うことで、民間事業者の活動範囲を広げることが期待できる。		公共サービス改革法第34条に規定する法の特例として戸籍謄抄本の受付、及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能。 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律 外国人登録法	地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、官民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託するものとする。	I		公共サービス改革法第34条第1項第1号の戸籍謄本等については、個人のプライバシーに関わるため、性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託することができるのは交付の請求の受付及び引渡しに限定されているが、委託することができる範囲を証明書の作成等に広げる場合、民間事業者が戸籍情報を利用して業務を行うことを認めなければならない。戸籍情報には、当該者の本籍地、氏名、生年月日、婚姻、離婚、認知等の身分事項等のプライバシー性が高い事項が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して、直接、戸籍情報を取り扱うことを認めることは現状では困難である。 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原票の写し等については、個人のプライバシーに関わるため性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる範囲を証明書の作成等にまで広げる場合、民間事業者が外国人登録原票を利用して業務を行うことを認めなければならない。 外国人登録原票は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく写真、署名、職業や勤務先等プライバシー度が高い事項が記載されていることから特に慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原票の取扱いを認めることは現状では困難である。		法務省
地方 005700 1	B09041	3	新潟県三条市	納税証明書の交付事務	地方税法第20条の10	現在、地方公共団体の長が行っている納税証明書の交付事務について、官民競争入札等の対象とすることにより、公共サービスの質の向上及び経費の削減が期待できる。		地方税法第20条の10	公共サービス改革法第34条第1項第2号により、地方税法第20条の10の規定に基づく同条の証明書の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し業務は、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。	J		地方税法第20条の10の規定に基づく(証明書(納税証明書)の交付業務については、既に官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。		総務省

要望	回答	分類		要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答					
		省庁横断	個別施策						該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)
地方0057002	B10017	3		新潟県三条市	民間施設に設置した自動交付機からの戸籍記載事項証明書の発行		公共サービス改革法の「法令の特例」が適用される事業中にある戸籍記載事項証明書の発行について、人が行うのではなく、自動交付機による交付を可能としていただきたい。		公共サービス改革法第34条第1項、戸籍法第1条	民間施設への戸籍謄抄本等の自動交付機の設置に関して、地方公共団体から照会を受けた事例はない。	J		公共サービス改革法34条2項各号、同条9項と同様の要件を満たせば、実現可能であると考える。	法務省
地方0032001	B06003	5		SATO行政書士法人	風俗営業許可申請に基づく現地確認業務の実施	営業する上で必要な許可等の要件を満たしているかどうかの現地確認業務を民間に委託できるよう、風俗営業許可に関する法令上の措置を行う。	営業許可等の要件である資格者の常勤性や必要な設備・面積等現地調査を踏まえた確認業務は実質的に実施されていないことも多く、書類上等の書面審査のみとなっている場合もあり、許可要件が担保されていない。		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第4条第2項第1号及び第2号、第39条第2項第6号		K	<p>風俗営業の許可に際して必要な風営法第4条第2項第1号及び第2号該当性の調査については、既に現行法上も民間団体である都道府県協会に委託することができることとされていること(風営法第39条第1項)、また、当該調査は、現状においても当該協会又は都道府県警察において厳格に実施されていることから、今回の民間委託の要望及びその理由とされている「書面審査のみとなっている場合もあり、許可要件が担保されていない」との指摘は事実誤認である。</p> <p>なお、風営法第4条第2項第1号及び第2号の要件は、風俗営業の適正を担保するために極めて重要な要件であることから、法令においてその要件を詳細に定めており、警察職員が実施しない場合には公共性・公正性が十分に担保された団体によって、その調査を公正かつ確実に実施することが必要である。</p> <p>現在の風営法では、当該調査業務の民間への委託に関して、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された非営利の法人であって、都道府県に一を限って指定された都道府県協会に対してのみ行うことができることとされているが、これは、前記のような調査業務の公正かつ確実な実施という観点から、当該業務を実施する民間団体に対する厳格な監督を確保する趣旨によるものであるから、風営法の調査業務について民間競争入札等の対象とすることも不適当と考えられる。</p>	警察庁	
地方0032002	B18001	5		SATO行政書士法人	産業廃棄物収集運搬許可申請に基づく現地確認業務の実施	営業する上で必要な許可等の要件を満たしているかどうかの現地確認業務を民間に委託できるよう、産業廃棄物収集運搬許可業務に関する法令上の措置を行う。	営業許可等の要件である資格者の常勤性や必要な設備・面積等現地調査を踏まえた確認業務は実質的に実施されていないことも多く、書類上等の書面審査のみとなっている場合もあり、許可要件が担保されていない。		-	産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。	K	-	産業廃棄物収集運搬業に係る自治体の許可業務について、許可要件を充足するか否かの判定に係る現地調査業務は、法令に規定されたものではなく都道府県の事実行為として必要に応じて実施されるものであり、都道府県において当該業務を民間委託することは、現状において法令上制限されていない。	環境省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方 003200 3	B17014	5	SATO 行政書士法人	建築士事務所登録に基づく現地確認業務の実施	営業する上で必要な許可等の要件を満たしているかどうかの現地確認業務を民間に委託できるよう、建築士事務所登録に関する法令上の措置を行う。	営業許可等の要件である資格者の常勤性や必要な設備・面積等現地調査を踏まえた確認業務は実質的に実施されていないことも多く、書類上等の書面審査のみとなっている場合もあり、許可要件が担保されていない。		建築士法 第23条	一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士又はこれらの者を使用する者は、「他人の求めに応じて報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物の調査若しくは鑑定又は建築に関する法令若しくは条例に基づく手続の代理を行うことを業としようとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、この法律に定めるところにより、登録を受けなければいけない」とされている。	J		登録の申請は建築士法第23条の2に基づき登録申請書とその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出することになっており、都道府県知事は同法23条の3に基づき登録を実施することとなる。 基本的には書面審査が中心となり、現地確認業務は必ず都道府県知事が行わなければならないという規定にはなっていないが、都道府県知事が現地確認を任意で行う際には委託して確認業務を行わせることは現行でも可能と考えている。		国土交通省
地方 002200 2	B09008	8	市場化テスト推進協議会	出納業務に関する官民競争入札	出納業務のうち、補助業務については適切な管理監督体制を構築すれば法令の特例を要せず民間に委ねることが可能と解するが、このほか、包括的委託を可能とするため、官民競争入札の結果民間事業者が選定された場合、守秘義務とみなし公務員規定などが課せられた当該公共サービス実施民間事業者を会計管理者とできるようにされたい。	会計業務に関しては補助業務は民間を活用することが可能と解されるが、効率的な業務運営を実現するため、包括委託を実現したい。このため、新たに設置される会計管理者についても民間事業者の活用の途を開かれたい。		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項	地方公共団体が官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる業務の範囲を、証明書等の交付の請求の「受付」及び当該請求に係る「引渡し」としている。	I		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する業務は、地方公共団体の行う事務のうち、個人のプライバシーに関わり、その事務の性質上慎重な取り扱いを要するものである。民間事業者に証明書等の交付に係る作成等を行わせるためには、原簿やデータベースへのアクセス等を認めなければならない。現状では基本的に困難であると考えている。		総務省
地方 000500 2	B09043	11	株朝日航空社	「消防事業の航空機運航に係る部分について官民競争入札を実施」	現在14の政令指定都市等で、合計27機のヘリコプターを使用した消防業務を実施中。このうちヘリコプターの運航に係る業務を官民競争入札にするよう要望。(民間への委託の前例がない。) 具体的には、先ず以下の都市の消防ヘリコプターの運航を官民競争入札の対象としていただきたい。 (都市名) (運航拠点) ・東京都消防 東京ヘリポート ・川崎市消防 東京ヘリポート ・大阪市消防 八尾空港 ・名古屋市消防 県営名古屋飛行場 ・札幌市消防 丘珠空港 (ご参考)ヘリコプターによる消防業務を実施中の都市 合計14都市、27機 札幌市(1機)、仙台市(1機)、千葉市(2機)、東京都(6機)、横浜市(2機)、川崎市(2機)、名古屋市(2機)、京都市(2機)、大阪市(2機)、神戸市(2機)、岡山市(1機)、広島市(1機)、福岡市(2機)、北九州市(1機)	各都市による消防用ヘリコプターの運航は、操縦士、整備士の人件費等運航維持に必要な固定費を全て負担するため割高。 操縦士等特殊な職種の人件費の負担も大きい。 これを当社に運航委託すれば、左記運航拠点には、当社の基地もあるため、固定費の大幅削減により、現在の総運航経費の半減も可能と考える。 これにより、市の財政負担の軽減、税金の有効活用にも繋がる。 民間の運航会社は操縦士、整備士を多数抱える運航・整備のプロであり、業務のローテーションにより勤労意欲も上がる。		消防組織法 ・消防法	消防の任務を果たすため、現在14の政令指定都市等の消防本部で、合計28機のヘリコプターを運航している。 ヘリコプターの運航に係る業務については、機体の整備、保守点検の一部を除き、消防本部に属する消防員が行っている。	I		「ヘリコプターの運航に係る業務」について、要望者が具体的にどのような業務を指しているのか明確ではないが、消防防災ヘリコプターは消防員と一体の消防隊として、公権力の行使を伴う現場での消防活動そのものに使用されるものであり、当該業務についての民間委託等は想定し得ず、不適当である。 (理由) 1 消防活動は、防火対象物への立ち入り、検査、必要な措置命令等の行為(消防法第3～5条)、消防隊の緊急通行権(同27条)、消火活動の際の警戒区域の設定(同28条)、緊急措置としての消防対象物及び土地の使用・処分・使用制限(同第29・30条)等公権力の行使を伴い、消防本部・消防署に属する消防員又は消防団員(同法第21条)が行うことができるものである。消防防災ヘリコプターは、消防員とともに一隊としてこの消防活動の任に就いている。 2 消防隊(消防法第2条第8項)は、消防装備と消防員(又は消防団員)が一体となって構成され、公権力の行使を含む消防活動に従事するものである。仮にヘリの運航を民間委託することで消防員以外の者がその運航に当たるとした場合、一体性が損なわれその活動に重大な支障を生ずるおそれがあり、市町村の消防責任(消防組織法第3条)を十分果たす見地から極めて不適当。		消防防務庁省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 001500 1	B09044	11	社団法人全日本航空事業連合会	「消防事業の航空機運航に係る部分について官民競争入札を実施」	政令指定都市等では、航空機(ヘリコプター)を使用した消防業務を実施中。このうち航空機(ヘリコプター)の運航に係る業務を官民競争入札にするよう要望。(民間への委託の前例がない。) ・ヘリコプターによる消防業務を実施中の都市 合計14都市、28機 札幌市(1機)、仙台市(2機)、千葉市(2機)、東京都(6機)、横浜市(2機)、川崎市(2機)、名古屋市(2機)、京都市(2機)、大阪市(2機)、神戸市(2機)、岡山市(1機)、広島市(1機)、福岡市(2機)、北九州市(1機)	各都市による消防用ヘリコプターの運航は、操縦士、整備士の人件費等運航維持に必要な固定費を全て負担するため割高、操縦士等特殊な職種の労務管理の負担も大きい。 これを民間の運航会社に委託すれば、運航に必要な固定費は、全体の一部となるため、相当割安となり、市の財政負担の軽減、税金の有効活用にも繋がる。 民間の運航会社では操縦士、整備士のローテーションにより業務の効率化が図れる。		消防組織法 ・消防法	消防の任務を果たすため、現在14の政令指定都市等の消防本部で、合計28機のヘリコプターを運航している。ヘリコプターの運航に係る業務については、機体の整備、保守点検の一部を除き、消防本部に属する消防吏員が行っている。	I	-	「ヘリコプターの運航に係る業務」について、要望者が具体的にどのような業務を指しているのが明確ではないが、消防防災ヘリコプターは消防吏員と一体の消防隊として、公権力の行使を伴う現場での消防活動そのものに使用されるものであり、当該業務についての民間委託等は想定し得ず、不適当である。 (理由) 1 消防活動は、防火対象物への立ち入り、検査、必要な措置命令等の行為(消防法第3～5条)、消防隊の緊急通行権(同27条)、消火活動の際の警戒区域の設定(同第28条)、緊急措置としての消防対象物及び土地の使用・処分・使用制限(同第29・30条)等公権力の行使を伴い、消防本部・消防署に属する消防吏員又は消防団員(同法第21条)が行うことができるものである。消防防災ヘリコプターは、消防吏員とともに一隊としてこの消防活動の任に就いている。 2 消防隊(消防法第2条第8項)は、消防装備と消防吏員(又は消防団員)が一体となって構成され、公権力の行使を含む消防活動に従事するものである。仮にヘリの運航を民間委託することで消防吏員以外の者がその運航に当たるとした場合、一体性が損なわれその活動に重大な支障を生ずるおそれがあり、市町村の消防責任(消防組織法第3条)を十分果たす見地から極めて不適当。		消総 防務 庁省
地方 001500 2	B09045	11	社団法人全日本航空事業連合会	都道府県防災ヘリコプター運航の完全民間委託の実施	現在大半の都道府県は、防災ヘリコプターの運航を民間に委託しているが、6県は県が運航を実施している。(秋田、長野、高知、静岡、岐阜、兵庫)これを官民競争入札にするよう要望。 ・自主運航を実施している県：秋田、長野、高知 ・運航を県警に委託している県：静岡、岐阜、兵庫	各県による防災ヘリコプターの運航は、操縦士、整備士の人件費等運航維持に必要な固定費を全て負担するため割高、操縦士等特殊な職種の労務管理の負担も大きい。 これを民間の運航会社に委託すれば、運航に必要な固定費は、全体の一部となるため、相当割安となり、県の財政負担の軽減、税金の有効活用にも繋がる。 民間の運航会社では、操縦士、整備士のローテーションにより業務の効率化が図れる。		消防組織法 ・消防法	道県が保有する「消防防災ヘリコプター」の運航業務については、38道県のうち、秋田・長野・兵庫・高知の各県航空消防隊では県職員による運航が行われているが、34県においては民間委託が行われている。	I	-	「ヘリコプターの運航に係る業務」について、要望者が具体的にどのような業務を指しているのが明確ではないが、道県が保有する「消防防災ヘリコプター」の運航業務に関する見解は以下の通りである。 1 平成15年6月の消防組織法の改正により、都道府県航空消防隊の法的位置づけの明確化と、当該航空消防隊員である都道府県職員については、公権力の行使を伴う消防支援活動を行う権限が付与されたことに伴い、都道府県航空消防隊は消防法上の「消防隊」として、市町村の「消防の支援」を行うとされたところである。 2 したがって、消防任務そのものにあたる市町村の消防防災ヘリコプターとは性格が異なるものの、道県が運行する消防防災ヘリコプターについても、公権力の行使を伴う消防支援活動を実施するためには、その運航業務を含め都道府県職員によって構成される一隊として消防隊である必要があるため、その民間委託は不適当。		消総 防務 庁省
地方 005100 5	B09031	11	個人	救急業務の官民競争入札	公益法人が独占している救急業務を民間開放する	現在、救急業務は救急救命士法12条により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は現状の公的病院だけでは迅速に対応できていないケースが生じている。				K		公益法人が救急業務を独占している事実はない。		消総 防務 庁省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 005100 5	B14009	11	個人	救急業務の官民競争入札	公益法人が独占している救急業務を民間開放する	現在、救急業務は救急救命士法12条により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は現状の公的病院だけでは迅速に対応できていないケースが生じている。		救急救命士法第12条	救急救命士名簿の登録の実施に関する事務は、厚生労働大臣が指定する公益法人のみ行うことができる。また、当該指定は、当該事務において複数の者に行うことはできない。	K	-	救急救命士法第12条は、救急救命士の指定登録機関の指定に関する規定であり、救急救命士名簿の登録に関する事務は、厚生労働大臣が指定する公益法人のみが行うことができる、としている。これは、国民の生命及び身体の安全に直結する業務を担う救急救命士の免許証明書の交付と一体となって行われる登録業務については、公平・中立的な公益法人による全国統一的な取扱いが求められるからである。 なお、救急救命士法第12条は、救急救命士の指定登録機関の指定に関する規定であり、救急業務を公益法人に限定して行わせる旨の規定ではない。		厚生労働省
地方 005200 4	B09035	11	地方公共団体	消防士員でなければならないとされる業務の民間活用の拡大	消防法に定める業務のうち、消防士員の権限行使を行う以外の通信業務、予防活動等への民間事業者の参入のための法的整備をしてほしい。	消防活動における直接の人命にかかる消火、救助中の判断行使以外については、道交法改正による駐車監視員制度の導入のように、一定の基準の知識経験を取得した資格取得者に限定した民間事業者を参入させることが可能であると考えます。特に、地図情報や高度通信技術による通報システムなど、近年のIT技術による高度化した通信業務や、多様化した建築物の構造知識においては、消防独自で技術研究を行うよりも、民間の高度な知識が不可欠であると考えます。		消防組織法 消防法	防火対象物への立入検査等、消防士員の権限行使を伴う業務については民間事業者が行う事は適当でないが、それ以外の業務をどのように処理するかについては、当該消防機関の判断に委ねられている。	J		要望の趣旨が必ずしも明確ではないが、消防士員の権限行使を伴う業務に関係がない例えば無線機器の保守管理や内部管理事務等を委託することは現行制度において可能である。	(通信業務について) お示しの「通信業務」がどのような業務を具体的に指しているか不明であるが、119番通報の受信は、消防部隊の出場指令等、部隊のオペレーションと密接不可分であり民間事業者に行わせることはできないが、無線の保守管理については民間委託の事例がある。 (火災予防業務について) お示しの「火災予防業務」がどのような業務を具体的に指しているか不明であるが、立入検査等は民間事業者に行わせることはできないが、予防行政の業務等に係る広報用のポスター作成や簿冊の整理等、一部の内部管理業務は民間委託の実例がある。	総務省
地方 000700 2	B17009	22	大日コンサルタント株式会社	「地方自治体の道路維持管理事業における官民競争入札等を実施」	現在、地方公共団体等が実施している維持修繕事業などについて、その維持修繕計画の立案から補修工事までを長期に一括して、官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意工夫による良質なかつ低廉な業務の実現が可能になると考える。	単年度予算であるため年度末に工事が集中する傾向にあることから、民間事業者が長期維持管理を実施すれば、年間を通した補修計画と工事が可能となる。民間事業者にとっては、年間人件費の抑制や機械等の稼働が少ない時期に適正配置することより効率的運用可能となり、地方自治体にとっては財政削減に貢献するものと考えられる。	道路維持管理業務は、国道のみならず県道、市町村道を面的に管理するほうが効率的である。都道府県を圏域単位程度に分割して民間事業者に任せればより一層効果があがるものと推察する。 したがって、同様の内容を「国の行政機関等の公共サービス」にも要望書として提出する。	道路法第12条、第13条、第15条、第16条など	道路法は、道路の種類毎に道路管理者を定めており、原則として、各道路管理者がそれぞれの道路を管理することとしている。	I (一部既に民間開放済み)		維持修繕事業のうち、災害対応など突発的事象の発生への対応や、道路予算への裏付けや総合的な見地からの策定が必要な維持修繕計画の立案業務は、行政判断を伴う重要な事務の1つである。このような行政判断を伴う事務、及び監督処分・占用許可・通行規制等の行政権の行使を伴う事務は、国民の生命・財産の保護に関する行政の責務と関わるものであることから、道路管理者が自ら行う必要がある。 建設工事、清掃、除草及び補修その他の維持修繕の実施等の行政判断を伴う事務及び行政権の行使を伴う事務以外の事務については、各道路管理者の判断により、民間業者等への委託が行われている。	建設工事、清掃、除草及び補修その他の維持修繕の実施等の行政判断を伴う事務及び行政権の行使を伴う事務については、各道路管理者の判断により、民間業者等への委託が行われている。	国土交通省

要望	回答	分類		要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答								
		省庁横断	個別施策					該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁		
地方 000700 2	B09016		22	「地方自治体の道路維持管理業務における官民競争入札等を実施」		現在、地方公共団体等が実施している維持修繕事業などについて、その維持修繕計画の立案から補修工事までを長期に一括して、官民競争入札等の対象とすることにより、民間の創意工夫による良質なかつ低廉な業務の実現が可能になると考える。	単年度予算であるため年度末に工事が集中する傾向にあることから、民間事業者が長期維持管理を実施すれば、年間を通した補修計画と工事が可能となる。民間事業者にとっては、年間人件費の抑制や機械等の稼働が少ない時期に適正配置することより効率的運用可能となり、地方自治体にとっては財政削減に貢献するものと考えられる。	道路維持管理業務は、国道のみならず県道、市町村道を面的に管理するほうが効率的である。都道府県を圏域単位程度に分割して民間事業者に任せればより一層効果があがるものと推察する。 したがって、同様の内容を「国の行政機関等の公共サービス」にも要望書として提出する。			K:事実誤認		地方自治法上、適正な債務負担行為の設定により、複数年度にわたる契約を締結することは可能である。 なお、具体の事業執行方法についての問題であり、直接地方公共団体へ提案することが望まれる。		総務省	
地方 001100 5	B09001		22	橋梁・トンネルの点検・清掃及び補修・補強について民間競争入札を実施		一定のエリアにある橋梁(トンネル)を対象に、構造物の日常点検・清掃及び補修・補強工事業務を民間事業者へ委託する。5～10年単位の長期間を対象にした入札とする。(補修・補強の考え方の違いが出る様少し長い期間が必要)	複数施設を1事業者が日常管理しライフサイクルコストも考えながら必要な補修や補強を実施することにより、迅速性や効率性が高まる。					K:事実誤認		地方自治法上、適正な債務負担行為の設定により、複数年度にわたる契約を締結することは可能である。 なお、具体の事業執行方法についての問題であり、直接地方公共団体へ提案することが望まれる。		総務省
地方 001100 5	B17001		22	橋梁・トンネルの点検・清掃及び補修・補強について民間競争入札を実施		一定のエリアにある橋梁(トンネル)を対象に、構造物の日常点検・清掃及び補修・補強工事業務を民間事業者へ委託する。5～10年単位の長期間を対象にした入札とする。(補修・補強の考え方の違いが出る様少し長い期間が必要)	複数施設を1事業者が日常管理しライフサイクルコストも考えながら必要な補修や補強を実施することにより、迅速性や効率性が高まる。		道路法第12条、第13条、第15条、第16条など	道路法は、道路の種類毎に道路管理者を定めており、原則として、各道路管理者がそれぞれの道路を管理することとしている。	I (一部既に民間開放済み)		維持修繕事業のうち、災害対応など突発的事象の発生への対応や、道路予算への裏付けや総合的な見地からの策定が必要な維持修繕計画の立案業務は、行政判断を伴う重要な事務の1つである。このような行政判断を伴う事務、及び監督処分・占用許可・通行規制等の行政権の行使を伴う事務は、国民の生命・財産の保護に関する行政の責務と関わるものであることから、道路管理者が自ら行う必要がある。 建設工事、清掃、除草及び補修その他の維持修繕の実施等の行政判断を伴う事務及び行政権の行使を伴う事務以外の事務については、各道路管理者の判断により、民間業者等への委託が行われている。	建設工事、清掃、除草及び補修その他の維持修繕の実施等の行政判断を伴う事務及び行政権の行使を伴う事務については、各道路管理者の判断により、民間業者等への委託が行われている。	国土交通省	

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 003700 7	B06002		ピー ウィズ 株式会社	「拾得物の受付 の民間運営」	遺失物法第1条にて、警察署長に提出の こととされているため、民間委託する際に 障害となる可能性がある	競争入札の対象とすることで、コスト削減、対応 件数の増加が見込まれる。各警察署単位で受 付、管理していると思われるため、県単位等で一 次受付を集約することによってコスト削減を図り、 かつコールセンター事業のノウハウを生かし運営 することにより、「業務の標準化、可視化、品質の 向上、コストの変動費化、並びにサービスレベル の向上」が見込まれるため。		遺失物法第 1条	遺失物法(明治32年法 律第87号)第1条におい ては「他人ノ遺失シタル 物件ヲ拾得シタル者ハ 速ニ遺失者又ハ所有者 其ノ他物件回復ノ請求 権ヲ有スル者ニ其ノ物 件ヲ返還シ又ハ警察署 長ニ之ヲ差出スヘシ」と 規定されている。	1		現行制度は、遺失者による遺失物の迅 速・的確な回復を図るため、全国約 1,200箇所の警察署、約6,400箇所の交 番、約7,200箇所の駐在所等の体制を有 している警察において拾得物及び遺失届 の受理、拾得物の保管、拾得物の遺失者 への返還等の業務を一体として行うこと としており、県単位等で受付を集約し、その 受付業務のみを切り離して民間運営する ことは適切ではない。		警察 庁
地方 001100 1	B09039		大成 建設 株式 会社	設計業務の異業 種JVによる民間 活用	デザインビルト形式の発注方法に異業種 JV(設計は設計会社・施工は施工会社) による民間活用を行う	デザインビルト形式による設計の施工業者への開 放は行われているが、異業種によるJV形態の参 画は認められていない。設計業者と施工業者の 持つノウハウをJV形態で有効に活用する事によ り、透明性のある経済性や品質等に総合的に優 れた設計が可能となる。		-	-	K:事 実誤 認		設計・施工一括発注方式への異業種JV による参画については、建設業法上の規 制と考えられる。		総務 省
地方 001100 1	B17012		大成 建設 株式 会社	設計業務の異業 種JVによる民間 活用	デザインビルト形式の発注方法に異業種 JV(設計は設計会社・施工は施工会社) による民間活用を行う	デザインビルト形式による設計の施工業者への開 放は行われているが、異業種によるJV形態の参 画は認められていない。設計業者と施工業者の 持つノウハウをJV形態で有効に活用する事によ り、透明性のある経済性や品質等に総合的に優 れた設計が可能となる。		-	-	K		本件で要望されている設計、施工は共 に、既に民間開放済みであり、今回要望 募集の趣旨である官が実施する公共サー ビスを官民競争、あるいは、民間競争へ 移行するという、新たな民間開放の対象 項目となり得ない。		国土 交通 省

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0011002	B09042		大成建設株式会社	総合技術評価落札方式における技術審査に関する業務の民間活用	総合技術評価落札方式における技術審査に関する業務を、民間においても実施することができる制度を作る。	総合評価落札方式等における技術提案についての審査は、学識経験者による意見を聴取しながら判断することとなっている。提案内容の多くは、施工法に関する技術提案であることが考えられるため、施工の知識・経験が豊富な経験者を活用することが有効であると考えられる。この様な分野に関して、民間でも業務が実施できる仕組みを作ることにより、経験が豊富な技術者の活用をはかることができる。		地方自治法施行令第167条の10の2、第167条の13	普通地方公共団体の長は、総合評価一般(指名)競争入札を行おうとするとき、総合評価一般(指名)競争入札落札者(指名)競争入札落札者を選定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。	K:事実誤認		地方公共団体が総合評価方式で工事を発注する場合には、工事の内容が高度であるために積算・監督・検査、技術提案の審査ができないなど、発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると判断する場合は、公正性を確保した上で民間企業に審査を委託することは可能である。		総務省
地方0011002	B17013		大成建設株式会社	総合技術評価落札方式における技術審査に関する業務の民間活用	総合技術評価落札方式における技術審査に関する業務を、民間においても実施することができる制度を作る。	総合評価落札方式等における技術提案についての審査は、学識経験者による意見を聴取しながら判断することとなっている。提案内容の多くは、施工法に関する技術提案であることが考えられるため、施工の知識・経験が豊富な経験者を活用することが有効であると考えられる。この様な分野に関して、民間でも業務が実施できる仕組みを作ることにより、経験が豊富な技術者の活用をはかることができる。		公共工事の品質確保の促進に関する法律第15条	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第6条で、公共工事の発注者は、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう発注関係事務を適切に実施しなければならないとされているが、同法第15条において、専門的な知識又は技術を必要とする等理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認められるときは、発注者の責任のもと、国・都道府県をはじめとする発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を活用するよう努めなければならないとされており、この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとされている。	J		・現在でも地方自治体においては、発注者が自らの体制で発注関係事務を適切に実施することが困難な場合には、発注者の判断で設計、積算、監督・検査、技術提案の審査等の発注関係事務を公益法人や民間業者に外部委託しており、今回の要望事項については、新たに民間へ移行するサービスとはなり得ない。		国土交通省
地方0011004	B03001		大成建設株式会社	公共事業の発注及び監理業務について民間競争入札を実施	多数の公共事業を実施する自治体が、1年度分等を単位としてその発注業務と工事の監理業務を、民間事業者へ委託する	行政経費の削減の中、公共事業の実施を担当する技術的能力を備えた要員を確保することは困難であり、経験と実績、能力のある民間事業者を活用することが、公共工事の品質確保の上で重要である。				F		地方公共団体における公共工事の発注業務・監理業務の民間事業者への委託については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第15条の規定により、発注者において発注関係事務を適切に実施することが困難であると判断する場合は、公正性を確保した上で可能である。(総務省・国土交通省に確認)		内閣府

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 001300 1	B03002		杉並区	当該「意見聴取」 の継続的な実施		杉並区においては、現在、区の全事務事業について、民間からの提案を募集し、民間事業者が公共サービスを実施する「杉並区版市場化提案制度」を検討している。これについては、秋頃から、提案の募集を開始することを予定しているが、提案を募集する中で、民間競争入札を阻害している法令等の規制の存在が明らかになる可能性がある。したがって、随時、このような「意見聴取」を実施されたい。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」7条3項及び5項	政府が「公共サービス改革基本方針」を策定するに際して、民間事業者や地方公共団体より、意見を聴くこととする制度	F		意見聴取については、本年7月11日から8月10日の期間に集中受付月間を設けて、民間事業者、地方公共団体等からの提案を頂いたところである。「公共サービス改革法」及び、これに基づく「公共サービス改革基本方針」(平成18年9月5日閣議決定)では、毎年度少なくとも一度、同方針を見直すこととし、見直しにあたっては、民間事業者や地方公共団体からの意見を聴取することを定めている。 従って、今後とも、集中受付月間を設けるなどの形で、意見聴取を行うこととなっているので、「杉並区版市場化テスト提案制度」における提案募集において、民間競争入札を阻害している法令等の規制の存在が明らかになった場合は、次回の意見聴取の機会において、ご提案をお願いしたい。 なお、随時の意見聴取を実施すべきとの御指摘に関しては、「公共サービス改革基本方針」において、意見聴取の実施方法等について、「実施の趣旨に沿ったよりよいものとして(観点から)国において引き続き検討し、必要に応じ、見直しを図る」とこととされており、これを踏まえて対応する必要があるが、現時点では、官民競争入札等監視委員会での審議等、政府における検討プロセスに、民間事業者、地方公共団体等からの提案をより効果的・効率的に反映していく観点からは、基本的には、毎年時期を定めて集中的に意見聴取を行う方が望ましいと考えているところである。		内閣府
地方 002100 1	B17006		高浜市	民間事業者の埋立免許申請及び免許取得の期間短縮	港湾法(昭和25年法律218号)第3条の3に規定する港湾計画に位置づけられた公有水面埋立用地については、地先市町村の総合計画や都市計画マスタープランの土地利用計画にも当然のことながら計画反映されている。計画推進にあたって、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条の埋立免許申請することのできる者を法律で明確にするとともに、資金力・経営能力及び技術的能力をもった民間事業者(SPC等)を盛り込んでいただきたい。	昭和40年9月1日港管第2021号運輸省港湾局長通達では、公有水面埋立の適正化について埋立の免許又は承認は、原則として(1)法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立(2)国又は公共団体が行う埋立(3)(1)に掲げるもののほか私人が行なう埋立てで公共の利益に寄与するものについて行うものとしているが、民間事業者への埋立免許は実態として排除傾向にあること。公共団体が実施する場合であっても、埋立て免許申請してから免許取得するまでの時間と経費は相当なものとなっていること。このことから官民競争入札できる環境を付加することにより民間の創意と工夫により公共サービスの質の向上と経費の削減の効果が期待できると思慮される。		和40年9月1日建河発第341号、港管第2021号「公有水面の埋立ての適正化について」(通達)において埋立の免許又は承認は、原則として、(1)法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立、(2)国又は公共団体が行う埋立、(3)(1)に掲げるもののほか私人が行なう埋立てで公共の利益に寄与するもの、について行うものとしている。	昭和40年9月1日建河発第341号、港管第2021号「公有水面の埋立ての適正化について」(通達)において埋立の免許又は承認は、原則として、(1)法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立、(2)国又は公共団体が行う埋立、(3)(1)に掲げるもののほか私人が行なう埋立てで公共の利益に寄与するもの、について行うものとしている。	K	提案主体が、如何なる公共サービスについて、「官民競争入札できる環境を付加することにより民間の創意と工夫により公共サービスの質の向上と経費の削減」をしようとしているのかが定かではないが、本件通達記1(3)において、私人が行う埋立てで公共の利益に寄与するものについても、公有水面埋立法第2条に基づき免許を行うものとしている。 なお、「埋立免許申請及び免許取得の期間」については、法定受託事務の処理基準として、免許に係る標準処理期間の基準が定められており、具体的には、免許の出願に係る告示・縦覧の期間、地元市町村長の意見聴取期間、その他関係行政機関との協議に要する期間を適切に考慮することとされている。これは、公有水面埋立法に定められた免許に係る業務を行うにあたり必要な期間として想定されているものであって、官民競争入札等に係る案件であることをもって、短縮できるものではない。 このため、要望主体が要望する規制改革等の措置を講ずる必要はなく、本件要望に係る内容については、基本方針に盛り込まれるべきものではない。		国土交通省	
地方 002400 1	B03004		豊明市	入札及び契約に関する事項に関する要望	地方公共団体における窓口6業務を委託する際、「経由機関方式」においては競争入札によらない事業者との契約方法を可能とするよう要望します。または、現行法で既に可能であれば、それが容易にわかるよう「公共サービス改革基本方針」において周知することを望みます。	市庁舎の一部にコンビニエンスストアを併設して民間事業者との委託等の関係により窓口業務(諸証明の受付発行等)を行う。市民の利便性向上を目的に閉庁時間に多くの公共サービスを庁舎併設空間で行えるようにする。具体的には店舗窓口が諸証明の申請を預かり、翌日市が発行して申請者希望の時間帯に再び送達して交付を行うという「経由機関方式」を想定している。そこで、窓口業務の民間事業者への開放に関して、特区提案したところ、総務省及び法務省から現行法(市場化テスト)で対応可能であるという回答があった。しかし、市内複数店舗を指定事業者として、6業務実施に活用するのではなく、庁舎併設コンビニを開設して多様な機能を構築するうちの窓口6業務となります。そのため事業者はプロポーザル方式により選定する可能性が高いため、窓口6業務はプロポーザルの前提条件とする、又は事業者決定後に業務委託契約を結ぶことになると考えられる。こうした契約方法が現行法で対応可能であるか確認します。		「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第34条第1項		I	公共サービス改革法では、同法第34条第1項に規定する戸籍等の請求の受付・引渡し業務については、他の特定公共サービス等と同様、公正性及び透明性を確保する観点から、本法に規定する手続に従って官民競争入札又は民間競争入札を実施することにより民間事業者に委託できるものとされている。 したがって、本法に規定する官民競争入札または民間競争入札以外の方法で、法第34条第1項に規定する業務を民間事業者に委託すること、現行法上、認められないこととなる。		内閣府	

要望	回答	分類	要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答							
								該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁	
地方0025001	B03005		高松市	地方公共団体に係る公共サービス改革法の適用範囲について	地方公共団体業務に係る公共サービス改革法の適用範囲のわかりやすい解説	地方公共団体に係る公共サービス改革法の適用範囲は、現行法では「特定公共サービス業務」に限定されており、「特定公共サービス業務」以外の業務について、地方公共団体が公共サービスの提供方法を改革しようとする場合は、他法(例：地方自治法「指定管理者制度」)又は私法契約に基づくアウトソーシング等によることになると理解されるが、この点について一部混乱があるので、同法の地方公共団体業務に係る公共サービス改革法の適用範囲について、他法が定める制度等との関連において、わかりやすい解説を示していただきたい。 (目的)公共サービスの改革 (方法)特定公共サービス 公共サービス改革法による これ以外の業務 個別法又は私法契約による				L		内閣府HP「公共サービスの改革」の「地方公共団体における官民競争入札等のFAQ」(http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/qa/qa.html)において制度の解説・周知を図っているところであり、今後、必要に応じてFAQを追加していく予定である。 また、地方公共団体における官民競争入札等について御質問があれば、個別に当室又は総務省自治行政局行政体制整備室において回答する用意があるので、お問い合わせいただきたい。		内閣府	
地方0035001	B09024		民間企業	自治体保管情報の外部保管に関するガイドライン整備	自治体で保持する情報(個人情報を含む)を自治体外で保管する制度(ガイドライン)の整備	行政コストダウンや効率化のためにはデータ化の上外部に情報を預ける事も検討すべきであるが、個人情報保護等の関連によりある一定の規制をかける必要があるとも思われる。 そのあたりの線引きが明確になれば自治体における自発的なアウトソーシングの検討が進むものとする					J	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	本要望事項「自治体保管情報の外部保管に関するガイドライン整備」に関して、総務省では、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定しており、その中で、情報資産の分類と管理方法、バックアップ、外部委託等の考え方及び内容について解説している。 ただし、本ガイドラインは参考として示したものであり、地方公共団体における情報セキュリティは、各地方公共団体が組織の実態に応じて自主的に策定した情報セキュリティポリシー等に基づいて、自ら責任を持って確保すべきものである。		総務省
地方0035002	B03010		民間企業	共通基盤構築のためのガイドライン整備	自治体が地域や組織を横断して取り組む際の行政業務や共通基盤構築におけるガイドラインの積極的提示と促進	単独の自治体だけで行政事務の市場化を行う場合、業務によっては部分最適となる場合があるため。					L		内閣府HP「公共サービスの改革」の「地方公共団体における官民競争入札等のFAQ」(http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/qa/qa.html)において制度の解説・周知を図っているところであり、今後、必要に応じてFAQを追加していく予定である。		内閣府

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答							
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁	
地方 003500 2	B09026		民間企業	共通基盤構築のためのガイドライン整備	自治体が地域や組織を横断して取り組む際の行政業務や共通基盤構築におけるガイドラインの積極的提示と促進	単独の自治体だけで行政事務の市場化を行う場合、業務によっては部分最適となる場合があるため。					L		内閣府HP「公共サービスの改革」の「地方公共団体における官民競争入札等のFAQ」 (http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/qa/qa.html)において制度の解説・周知を図っているところであり、今後、必要に応じてFAQを追加していく予定である。		内閣府・総務省
地方 003900 1	B09029		民間企業	住民、納税者への分割払い手数料の負担を容認すること。	国、自治体で扱う税金等の公金について、クレジット等の第三者納付で行なう場合、住民、納税者が分割払いを希望した際に、分割払い手数料を住民、納税者が負担する方法も採用していただきたい。	1. 分割払いを採用することにより、収納率が上昇するとともに支払方法の選択肢が拡がり、住民、納税者等のサービスにつながる。 2. 国、自治体に手数料の負担はなく、かつ以下の2点の問題も満たされるものである。 第三者納付であっても期限までに納付される必要がある。 金銭で期限内に納付した住民、納税者との均衡を図る観点から、手数料を国、自治体が負担することは適当ではない。 また、住民、納税者が自ら分割払いを希望するのであれば、分割払いに限定して手数料をかけることは妥当であると考え。 なお、手数料率については、公金という性格を鑑み当事者間(国及び自治体とクレジット会社)で適切に決定するものとする。			クレジットカードを活用した地方税の納付は、第三者納付として実施されるものであり、当該納付が行われた後におけるクレジットカード会社と契約者たる納税者との関係については、地方税法に特段の規制は存在せず、地方団体等の判断に委ねられるもの。	J	同左			総務省	
地方 003900 1	B12001		民間企業	住民、納税者への分割払い手数料の負担を容認すること。	国、自治体で扱う税金等の公金について、クレジット等の第三者納付で行なう場合、住民、納税者が分割払いを希望した際に、分割払い手数料を住民、納税者が負担する方法も採用していただきたい。	1. 分割払いを採用することにより、収納率が上昇するとともに支払方法の選択肢が拡がり、住民、納税者等のサービスにつながる。 2. 国、自治体に手数料の負担はなく、かつ以下の2点の問題も満たされるものである。 第三者納付であっても期限までに納付される必要がある。 金銭で期限内に納付した住民、納税者との均衡を図る観点から、手数料を国、自治体が負担することは適当ではない。 また、住民、納税者が自ら分割払いを希望するのであれば、分割払いに限定して手数料をかけることは妥当であると考え。 なお、手数料率については、公金という性格を鑑み当事者間(国及び自治体とクレジット会社)で適切に決定するものとする。			クレジットカード払いによる国税の納付については、手数料負担の在り方等諸課題について検討を行っている段階であり、いまだ導入されていない。	K	—	クレジットカード払いによる国税の納付については、手数料負担の在り方等諸課題について検討を行っている段階であり、いまだ導入されていない。	—	財務省	

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 004000 3	B03008		足立区	市場化テストによる委託事業者への指揮命令権の付与	民間事業者への業務委託を委託契約に基づき委託すると、行政機関側は委託業務従事者に対する直接的な指揮命令権が生じない。一方、労働者派遣契約においては、あらかじめ定める現場責任者の指揮命令を受けることが可能である。市場化テストを実施したうえで民間事業者に事業又は事務の委託をする場合は、委託業務従事者が業務遂行する過程において、行政機関の指揮監督下に置き、必要に応じて随時指導、指示できるよう、公共サービス改革法における特例措置を設けてほしい。	窓口業務という直接的な住民対応サービスを民間企業が実施する場合には、日々、職員との連携した対応が不可欠となる。円滑な事務処理、サービス提供するためには、業務委託関係か労働派遣関係かにとらわれることなく即応する指導、指示が必要である。	参考 昭和61年6月6日通達 「労働者派遣と請負、出向、派遣店員及び労働者供給との関係等」	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」第20条	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の趣旨・基本理念は公共サービスの実施に関して、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することであることから、民間事業者が公共サービスを実施するに当たっての契約方式として、委託契約によることとしている。他方で、ご指摘のような派遣契約方式を認めると、派遣会社から派遣された者に対し、行政機関からの直接の指揮命令がなされることとなり、上記の法の趣旨目的とは相容れないことになると。このため、御指摘の派遣契約を認めてほしいとの意見は受け入れられない。		内閣府			
地方 004000 4	B14004		足立区	人材派遣期限の延長等の特例措置	労働者派遣法施行令では、第4条に規定する26業種については、制限のない派遣期間が認められ、それ以外の一般的な派遣業務については最長3年までという派遣期間の制限が定められているところであるが、市場化テストを実施した結果として、人材派遣によりサービスを実施する場合は、労働者派遣法施行令第4条の特例としての業種の認定及び派遣期間延長の特例が可能となるよう規定されたい。	窓口業務や徴収業務などは、住民と対面しながら行う業種であることから即時対応が求められるため、現場における直接的な指示が可能である人材派遣が有効となる場合も想定される。したがって、市場化テストを実施した結果として、人材派遣によりサービスを実施する場合は、長期間の実施が可能となるよう所要の法整備をすることにより、モニタリング等による評価によるサービス水準の維持向上など、市場化テストの継続性が担保される。		労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第40条の2	専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務又は特別の雇用管理を行う必要があるものとして政令で指定された業務(いわゆる26業務)等について労働者派遣を行う場合は派遣期間の制限はないが、それ以外の業務については最長3年の期間制限がある。	K	-	官民競争入札等により落札した民間事業者が行う公共サービスは、行政機関より委託を受けて自らの責任において実施されるものである。一方、本要望のように人材派遣の活用により業務を実施する場合には、業務の実施主体は派遣労働者に対して指揮命令を行う行政機関であり、民間事業者に委託されているものではない。したがって、本要望は、官民競争入札等の実施を阻害する規制等への措置を要望するものではないため、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の枠組みでは対応できない。		厚生労働省
地方 004000 5	B03009		足立区	公共サービス改革法における「みなし公務員」規定の適用範囲の拡大	特定公共サービスの6業務に限らず、地方公共団体が条例を制定して法の特例を適用しない任意の業務を市場化テストした場合において、対象とした業務が民間事業者に委託されたときは、その事業又は事務に従事する者にも、「みなし公務員」規定が適用されるよう「みなし公務員」規定の対象範囲を拡大されたい。	特定公共サービスの6業務と同様の「みなし公務員」規定がない場合、委託にあたって秘密保持義務等の強制力に欠けるため。	秘密保持義務、みなし公務員規定については、先の特例案における回答で、「地方公共団体が、その事務又は事業のうち公共サービス改革法に定める法の特例を適用する必要がないものの実施を、官民競争入札等によって民間事業者に委託することは、公共サービス改革法によらずとも、条例等で必要な手続き等を定めて行うことが既に可能である」とあるが、これは、この際の提案の主旨である。秘密保持義務、みなし公務員規定についても条例で定めることが可能であるとの意と解してよいのか。仮に条例規定した場合、刑法等の罰則規定などは、自治法第14条第3項の量刑範囲との関係はどのように整理されるのか明示されたい。	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)第25条に規定する秘密保持義務やみなし公務員規定は、公共サービス改革法に定める手続を経て民間事業者に委託された国又は地方公共団体の事務又は事業に従事する者に適用されるもの、すなわち、公共サービス改革法に基づき事務又は事業の実施を民間事業者に委託した結果として、適用関係が生ずる構造となっている。	I		公共サービス改革法の守秘義務規定やみなし公務員規定は、同法に基づく官民競争入札、民間入札の結果、民間事業者が事務又は事業の実施を委託する場合について、当該事務等の適正かつ確実な実施を確保するために設けられた規定であることから、同法に基づかない場合にまで守秘義務規定やみなし公務員規定に限って適用範囲を拡大することは、法の趣旨・構造に照らし不可能と考えている。なお、法の特例を要しない公共サービスについて官民競争入札や民間競争入札によって民間事業者に委託する場合に関し、「条例等で必要な手続等を定めて行うことが既に可能である」との特例案における回答に対するご質問については、条例においてみなし公務員規定を設けることの可否は、地方自治法の問題であるため、公共サービス改革法においてこれを実現することはできないものと考えている。		内閣府

要望	回答	分類 省庁横断 個別施策	要望主体名	要望事項 (事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所 管 府 省 庁 の 回 答						
								該当法令	制度・業務の現状	措置 の 分類	措置 の 内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用 状況も含む)	所管 府省庁
地方 004000 5	B09023		足立区	公共サービス改革法における「みなし公務員」規定の適用範囲の拡大	特定公共サービスの6業務に限らず、地方公共団体が条例を制定して法の特例を適用しない任意の業務を市場化テストした場合において、対象とした業務が民間事業者に委託されたときは、その事業又は事務に従事する者にも、「みなし公務員」規定が適用されるよう「みなし公務員」規定の対象範囲を拡大されたい。	特定公共サービスの6業務と同様の「みなし公務員」規定がない場合、委託にあたって秘密保持義務等の強制力に欠けるため。	秘密保持義務、みなし公務員規定について条例で担保することに関しては、先の特区提案における回答で、「地方公共団体が、その事務又は事業のうち公共サービス改革法に定める法の特例を適用する必要がないものの実施を、官民競争入札等によって民間事業者に委託することは、公共サービス改革法によらずとも、条例等で必要な手続き等を定めて行うことが既に可能である」とあるが、これは、この際の提案の主旨である。秘密保持義務、みなし公務員規定についても条例で定めることが可能であるとの意と解してよいのか。仮に条例規定した場合、刑法等の罰則規定などは、自治法第14条第3項の量刑範囲との関係はどのように整理されるのか明示されたい。	地方自治法第14条	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」による法律の特例を適用する必要のない事務・事業については、地方自治法・地方自治法施行令に基づき、官民競争入札を実施することが可能である。	J: 現行制度下で対応可能		地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。		総務省
地方 005100 1	B09030		個人	地方自治体監査委員会事務局業務の官民競争入札	現在、地方自治体の監査委員事務局及び監査事務局が実施している監査業務の市場化テスト	地方自治体の監査業務には、すでに民間企業による外部監査もあり、監査委員による内部監査の事務局業務は基本的に民間委託が可能であると考えられるため		地方自治法第200条	監査委員の補助組織として監査委員事務局を設置することとされている(都道府県は必ずその他は任意設置)。	I: 規制改革等の措置は不可能又は不適当と考えるもの		外部監査制度の目的は、監査委員による監査に加え、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、両者相まって地方公共団体の監査機能の独立性・専門性を一層充実することにある。民間企業においても内部監査に加え、外部監査を実施しているところである。なお、組織に属さない者によるチェックの重要性は認識しており、外部監査制度の有効活用について地方公共団体に周知しているところである。		総務省
地方 005200 3	B03013		堺市	みなし公務員への地方公務員法の適用	公共サービス改革法第25条により、みなし公務員規定がなされているが、民間事業者の従業員が公務員と同様の制約を受けるための十分な担保がほしい。現在のみなし公務員規程でも、十分担保されているのであれば、その旨を明示してほしい。また、民間事業者への委託・派遣業者の積極的な導入のため、この法の適用を受けない場合でも、民間事業者の従業員・派遣社員が公務員と同様の制約を受ける等の条件整備について明示してほしい。	現行では、業務委託する民間事業者の従業員に対し、刑法の賄賂罪、公務執行妨害罪等の適用を可能とするものであって、地方公務員法上、公務員に課せられる罰則規定の対象外となっている。窓口業務は多くのプライバシーに接し、守秘義務が強く求められる業務であるため、地方公務員法の規定による公務員を対象とした罰則規定を適用させることで、より市民の信頼を得ることとなり、民間事業者のさらなる活用に通じるものと考えられる。	アウトソーシングを進める際の住民等のプライバシーの保護について、本市では、個人情報保護条例により、個人情報の取扱いを伴う業務を委託する際には、委託業者に対し個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを義務付けており、また、業務上知り得た個人情報の不正利用などの違反行為には、罰則規定を設けるなど、業務をアウトソーシングする際の個人情報の保護に努めてきたが、法的観点での担保がほしい。	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第25条第1項は、公共サービスの実施に従事する者に対し、公共サービスの実施に関して知り得た秘密の漏洩及び盗用を禁じ、第54条は、これに違反した者を1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す旨を定めている。	J, K		要望者が「公務員と同様の制約」としてどのようなものを想定しているのか必ずしも明確ではないが、要望理由に照らせば、地方公務員法上の守秘義務違反に対する罰則を適用可能とすべきとの提案と考えられる。この点については、公共サービス改革法では、同法に基づき民間事業者が実施する公共サービスに従事する者の守秘義務及びこれに違反した場合の罰則を定めていることから、別途地方公務員法上の守秘義務違反に対する罰則を適用可能とする必要は生じないものと考えている。なお、公共サービス改革法に基づかない民間委託等に関し公務員と同様の制約を設けるべきとの指摘については、公共サービス改革法の問題ではないため、適切な関係法令等に照らして検討される必要がある。		内閣府

要望	回答	分類		要望主体名	要望事項(事項名)	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	要望理由	その他	所管府省庁の回答						
		省庁横断	個別施策						該当法令	制度・業務の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他(外部資源の活用状況も含む)	所管府省庁
地方0052003	B09034	99		堺市	みなし公務員への地方公務員法の適用	官民競争入札等を実施するために政府が講ずべき規制改革等の措置	<p>公共サービス改革法第25条により、みなし公務員規定がなされているが、民間事業者の従業員が公務員と同様の制約を受けるための十分な担保がほしい。</p> <p>現在のみなし公務員規程でも、十分担保されているのであれば、その旨を明示してほしい。</p> <p>また、民間事業者への委託・派遣業者の積極的な導入のため、この法の適用を受けない場合でも、民間事業者の従業員・派遣社員が公務員と同様の制約を受ける等の条件整備について明示してほしい。</p>	<p>現行では、業務委託する民間事業者の従業員に対し、刑法の賄賂罪、公務執行妨害罪等の適用を可能とするものであって、地方公務員法上、公務員に課せられる罰則規定の対象外となっている。</p> <p>窓口業務は多くのプライバシーに接し、守秘義務が強く求められる業務であるため、地方公務員法の規定による公務員を対象とした罰則規定を適用させることで、より市民の信頼を得ることとなり、民間事業者のさらなる活用に通じるものと考えられる。</p>	<p>アウトソーシングを進める際の住民等のプライバシーの保護について、本市では、個人情報保護条例により、個人情報の取扱いを伴う業務を委託する際には、委託業者に対し個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを義務付けており、また、業務上知り得た個人情報の不正利用などの違反行為には、罰則規定を設けるなど、業務をアウトソーシングする際の個人情報の保護に努めてきたが、法的観点での担保がほしい。</p>	地方自治法第14条	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」による法律の特例を適用する必要のない事務・事業については、地方自治法・地方自治法施行令に基づき、官民競争入札を実施することが可能である。	Ⅰ: 現行制度下で対応可能		地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。	総務省
地方0055001	B09040			岐阜県多治見市	利用料金制の手数料への拡大	地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制は、「公の施設」に限った制度であり、手数料については、適用できない。このため、手数料についても利用料金制を適用できるよう制度の拡大を求める。	<p>利用料金制には、次のメリットがあるところ。利用料金が受託者の収入となるため、サービスの向上による収入増が期待でき、民間ノウハウを引き出すインセンティブとなる。</p> <p>利用料金を受託者が設定することができ、料金の変更(値上げ、値下げ)が柔軟に行える(設定にあたっては、自治体の承認が必要であり、公共サービスとしての適正さは担保される)。</p> <p>これらの効果は、公の業務の民間開放全般に期待できることであり、制度の拡充が望ましい。</p> <p>また、この制度の拡充により、官民競争入札等への民間の参入意欲が高まることも期待できる。</p> <p>一方、利用料金制が採用できないことにより、官民競争入札にあたり、官はサービスの向上による収入増が期待できるが、民には期待できない。また、官のみが料金の変更の権限を独占的に保有するなど、競争における官民の非対称性が一律に存在することとなる。</p> <p>なお、具体的な手数料への利用料金制の適用にあたっては、「公の施設」に係る場合と同様に、条例をもって定めることとし、手数料ごとに適用の是非を判断するものとする。</p> <p>具体的なケースとしては、窓口業務を包括的に委ねた場合における諸証明手数料や福祉分野などにおける役務の提供に係る手数料などについて、利用料金制の採用が考えられる。</p>		地方自治法第244条の2第8項、第227条、第228条	Ⅰ: 対応不可		地方公共団体の徴収する「手数料」は、特定の者に提供する役務に対しその費用を償うため又は報償として徴収する料金である。	当該料金は、当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定められるべきものである。更には、政策上、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものについては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないこととなっている。	このことから、公の施設の使用料のように、施設の管理経費のみに着目したものと性質を異にすることから利用料金制の導入は困難である。	総務省